

令和 2 年度

植草学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年 3 月

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	13
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	25
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	30
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	30
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	46
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	61
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	61
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	73
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	79
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	82
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	89
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	89
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	91
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	93

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

<学校法人の沿革>

- 明治 37 年 11 月 植草学園の源流である「千葉和洋裁縫女学校」を千葉県千葉町（現千葉市中央区院内）に設立
- 昭和 3 年 4 月 千葉県初の「洋裁科」を設置
- 昭和 21 年 9 月 戦禍より再起。千葉市弁天町（現千葉市中央区弁天）にて再開
- 昭和 23 年 6 月 「千葉和洋裁縫女学校」を「植草文化服装学院」に改称
- 昭和 23 年 10 月 植草文化服装学院を財団法人植草文化服装学院に組織変更
- 昭和 25 年 10 月 植草文化服装学院が「高等学校家庭科教員免許指定校」に指定
- 昭和 26 年 1 月 財団法人を「学校法人植草学園」と組織変更
- 昭和 34 年 4 月 「植草家政専門学院」を設立
- 昭和 47 年 4 月 「植草幼児教育専門学院」を設立
「植草学園幼稚園」を設立
- 昭和 47 年 10 月 「植草学園幼稚園」を「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」に改称
- 昭和 51 年 4 月 学校教育法の一部改正により，専修学校制度が発足
「植草文化服装学院」は「植草文化服装専門学校」に改組
「植草家政専門学院」は「植草家政高等専修学校」に改組
「植草幼児教育専門学院」は「植草幼児教育専門学校」に改組
「植草幼児教育専門学院附属幼稚園」は「植草幼児教育専門学校附属幼稚園」に改組
- 昭和 52 年 4 月 「植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園」を千葉市高洲（現千葉市美浜区高洲）に設立
- 昭和 54 年 4 月 「文化女子高等学校」を設立
- 昭和 57 年 3 月 「植草家政高等専修学校」を廃止
- 昭和 60 年 4 月 「文化女子高等学校」を「植草学園文化女子高等学校」に改称
- 平成 9 年 3 月 「植草文化服装専門学校」を廃止
- 平成 19 年 12 月 「植草学園大学」設置認可
- 平成 20 年 3 月 植草幼児教育専門学校廃止
- 平成 20 年 4 月 「植草学園大学」開学（千葉市若葉区小倉町）
発達教育学部 発達支援教育学科（入学定員 140 名）
保健医療学部 理学療法学科（入学定員 40 名）
- 平成 20 年 4 月 植草幼児教育専門学校附属幼稚園を「植草学園大学附属弁天幼稚園」に改称
植草幼児教育専門学校附属第二幼稚園を「植草学園大学附属美浜幼稚園」に改称
- 平成 20 年 4 月 植草学園大学図書館（大学・短期大学共用）を開設
- 平成 21 年 4 月 植草学園文化女子高等学校を「植草学園大学附属高等学校」に改称

- 平成 21 年 4 月 「植草弁天保育園」開園（千葉市中央区弁天）
- 平成 21 年 10 月 植草学園大学相談支援センターを開設
- 平成 25 年 4 月 植草学園大学附属高等学校普通科（特進コース）及び英語科を共学部
に改編し，男子生徒の入学を開始
千葉県生涯大学校の指定管理者にハリマビシステム・植草学園共同事業
体として運営を開始（平成 28 年 3 月まで）
- 平成 26 年 4 月 植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センターを開設
- 平成 27 年 3 月 植草学園大学相談支援センターを廃止
- 平成 27 年 4 月 植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センターを小
倉・弁天キャンパスに開設
- 平成 28 年 4 月 植草学園大学附属弁天幼稚園及び植草弁天保育園を統合し，「幼保連
携型認定こども園 植草学園大学附属弁天こども園」開園
千葉県生涯大学校の指定管理者として運営を開始
- 平成 30 年 4 月 「植草学園千葉駅保育園」開園
- 平成 31 年 4 月 小規模保育事業「植草学園このはの家」開設
- 令和 2 年 4 月 植草学園大学保健医療学部理学療法学科をリハビリテーション学科に
改組，理学療法学専攻，作業療法学専攻

<短期大学の沿革>

- 平成 10 年 12 月 「植草学園短期大学」設置認可
- 平成 11 年 4 月 「植草学園短期大学」開学（千葉市若葉区小倉町）
福祉学科 地域介護福祉専攻
児童障害福祉専攻
- 平成 13 年 4 月 植草学園短期大学に専攻科児童障害福祉専攻を設置
- 平成 15 年 4 月 植草学園短期大学専攻科の「児童障害福祉専攻」を「特別支援教育専
攻」に改称
- 平成 21 年 4 月 植草学園短期大学に専攻科介護福祉専攻を設置
- 平成 24 年 9 月 植草学園短期大学介護福祉士実務者学校（通信課程）を設置
- 平成 31 年 3 月 植草学園短期大学専攻科介護福祉専攻を廃止
- 令和 3 年 3 月 植草学園短期大学福祉学科地域介護福祉専攻を廃止
- 令和 3 年 3 月 植草学園短期大学介護福祉士実務者学校（通信課程）を廃止

(2) 学校法人の概要

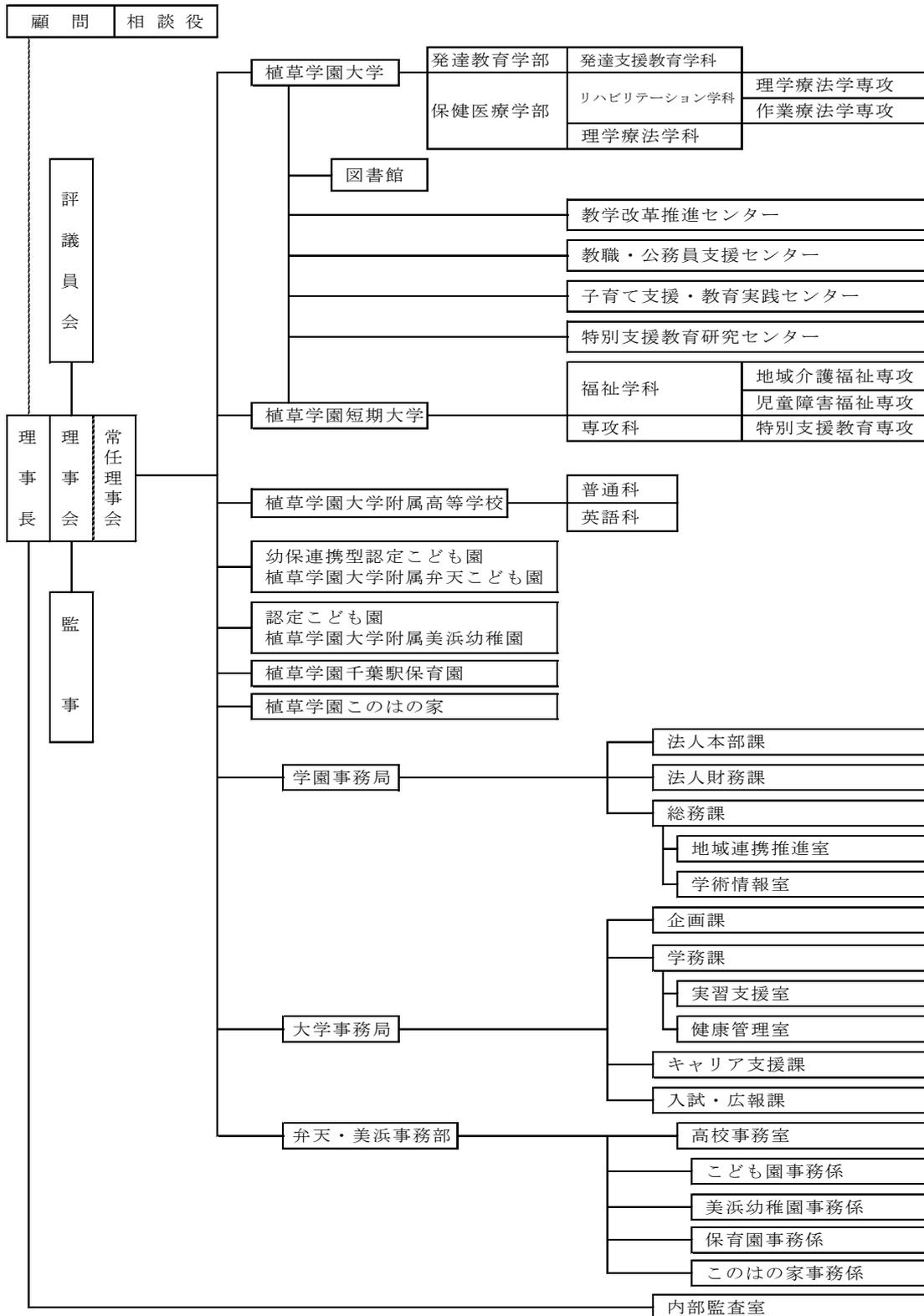
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称，所在地，入学定員，収容定員及び在籍者数
- 令和2年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
植草学園大学	千葉県若葉区小倉町 1639 番 3	220 名	760 名	712 名
植草学園短期大学	千葉県若葉区小倉町 1639 番 3	100 名	240 名	182 名
植草学園大学附属 高等学校	千葉市中心区弁天 2 丁目 8 番 9 号	320 名	960 名	562 名
植草学園大学附属 弁天こども園	千葉市中心区弁天 2 丁目 7 番 1 号		145 名	138 名
植草学園大学附属 美浜幼稚園	千葉市美浜区高洲 1 丁目 17 番 8 号		100 名	66 名
植草学園千葉駅保 育園	千葉市中心区新千葉 1 丁目 1 番 1 号（駅ビル 5 階）		59 名	58 名
植草学園このはの 家	千葉市中心区弁天 1 丁目 27 番 4 号		12 名	13 名

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和2年5月1日現在

学校法人植草学園の組織



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学がある千葉市は、東京湾の湾奥部に面し、千葉県ほぼ中央部、東京都心から東に約40kmに位置し、政治、経済、情報、文化等中枢機能が集まる都市であり、平成4年4月に全国12番目の政令指定都市となった。面積は272.08平方kmで人口は980,219人（令和2年3月31日現在）を擁し、貿易港千葉港、臨海部の開発による京葉工業地帯、幕張新都心、大規模住宅団地さらには内陸工業団地の造成及び近郊農業地によって形成されている。

校舎は、千葉市若葉区小倉町にあり、JR都賀駅からは3.5km（バスで約10分）千葉都市モノレール千城台北駅からは1km（徒歩10分）で、農地もあるが住宅地として開発されている地区に立地している。

なお、「千葉市新基本計画第2次実施計画」によると、千葉市の人口は、令和2年をピークに緩やかに減少するといわれている。

千葉市の人口動態（18歳）〔千葉市の人口統計より抜粋〕（各年3月31日現在）

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
人口（人）	964,830	966,154	967,966	970,455	980,219
18歳（人）	9,156	9,503	9,577	9,467	9,345

学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北	1	0.7	0	0	4	3.2	4	4.0	5	6.2
東京他	3	2.2	1	0.9	4	3.2	4	4.0	1	1.2
千葉	122	89.7	106	91.3	110	87.3	86	85.1	74	91.4
茨城	7	5.1	6	5.1	4	3.2	3	3.0	0	0
信越	3	2.2	0	0	2	1.6	2	2.0	0	0
東海	0	0	1	0.9	1	0.8	1	1.0	0	0
近畿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中・四国	0	0	0	0	1	0.8	1	1.0	1	1.2
九州	0	0	1	0.9	0	0	0	0	0	0
外国その他	0	0	1	0.9	0	0	0	0	0	0

■ 地域社会のニーズ

千葉市では、社会福祉法第 107 条に規定される「市町村地域福祉計画」として、「ともに支え合う地域福祉社会を創る」という基本目標のもと、市民と行政の連携・協働により地域で支え合う仕組みづくりを進め、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指し、「支え合いのまち千葉 推進計画」を進めている。

本学においても地域貢献は重要な柱と考えており、千葉市と連携し、より充実した地域貢献を行っている。

■ 地域社会の産業の状況

千葉市は緑と水辺に恵まれ、充実した都市機能と豊かな自然を併せもっているまちである。千葉都心、幕張新都心、蘇我副都心の 3 つの都心を軸とした都市づくりを推進している。工業部門として、臨海部では千葉港を中心として京葉工業地域の一角をなし、中央区部分では JFE スチール、東京電力千葉火力発電所等がある。商業部門としては、前述の 3 都心を軸として東関東の拠点都市としての機能がある。農業部門では、落花生やにんじんなどの畑作とぶどうや梨などの果樹栽培、酪農も盛んであり産出額は県下 3 位である。本学のある若葉区には国の特別史跡に指定された世界的に最大規模の加曽利貝塚があり、古代から人々が豊かな生活を送ってきた地域である。若葉区は千葉市 6 区のうちでもっとも農業が盛んであり、また医療や福祉分野の産業従事者の割合が比較的高い。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図

【区の概況図】



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
再試験については，その実施方法が学生に明確に分かるよう履修規則等の記載を整理し周知することが望まれる。
(b) 対策
教務委員会において再試験実施方法の記載内容について検討した。履修規則の記載について変更は行わず年度当初や定期試験前のガイダンスにおいて，履修要項をとおして丁寧に説明し，学生に周知した。
(c) 成果
学生からの問い合わせ等はなく，問題なく再試験を実施した。

- ② 上記以外で，改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
なし
(c) 成果
なし

- ③ 評価を受ける前年度に，文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は，改善意見等及びその履行状況を記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況
なし

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和2年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する こと	植草学園短期大学ホームページ https://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education/the-purpose-of-the-study 及び履修要項にて公開
2	卒業認定・学位授与の方針 【ディプロマ・ポリシー】	植草学園短期大学ホームページ https://www.uekusa.ac.jp/juniorcollege/policy
3	教育課程編成・実施の方針 【カリキュラム・ポリシー】	植草学園短期大学ホームページ https://www.uekusa.ac.jp/juniorcollege/policy
4	入学者受入れの方針 【アドミッション・ポリシー】	植草学園短期大学ホームページ https://www.uekusa.ac.jp/entrance_exam/admission_policy 及び入学試験要項にて公開
5	教育研究上の基本組織に関する こと	植草学園短期大学ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education
6	教員組織, 教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する こと	植草学園短期大学ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education
7	入学者の数, 収容定員及び在学する 学生の数, 卒業又は修了した者の数 並びに進学者数及び就職者数その 他進学及び就職等の状況に関する こと	植草学園短期大学ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education 及び入学試験要項にて公開
8	授業科目, 授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する こと	植草学園短期大学ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education 及び履修要項にて公開
9	学修の成果に係る評価及び卒業又 は修了の認定に当たっての基準に 関すること	植草学園短期大学ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education 及び履修要項にて公開

10	校地, 校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	植草学園短期大学ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/school_life 及び履修要項にて公開
11	授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	植草学園短期大学ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/introduction/hutankeigen 及び入学試験要項にて公開
12	大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	植草学園短期大学ホームページ http://www.uekusa.ac.jp/school_life http://www.uekusa.ac.jp/career_support

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録, 貸借対照表, 収支計算書, 事業報告書及び監査報告書	植草学園短期大学ホームページにて公開 http://www.uekusa.ac.jp/education_research/information_public_education

(7) 公的資金の適正管理の状況 (令和2年度)

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください (公的研究費補助金取扱いに関する規程, 不正防止などの管理体制など)。

「学校法人植草学園公的研究費運営・管理規程」が平成20年度に制定されている。本規程, また毎年度の公的資金の管理についての内部監査結果は学内ホームページで閲覧可能であり, 令和2年度についても監査結果を掲載している。また, 公的資金の適正な管理については, 科研費説明会などの機会に周知しており, 公的研究費の適正管理を行う業務体制は整っている。平成27年度から, 研究倫理委員会に外部の見識者を委員として加え, 貴重な意見をいただいている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

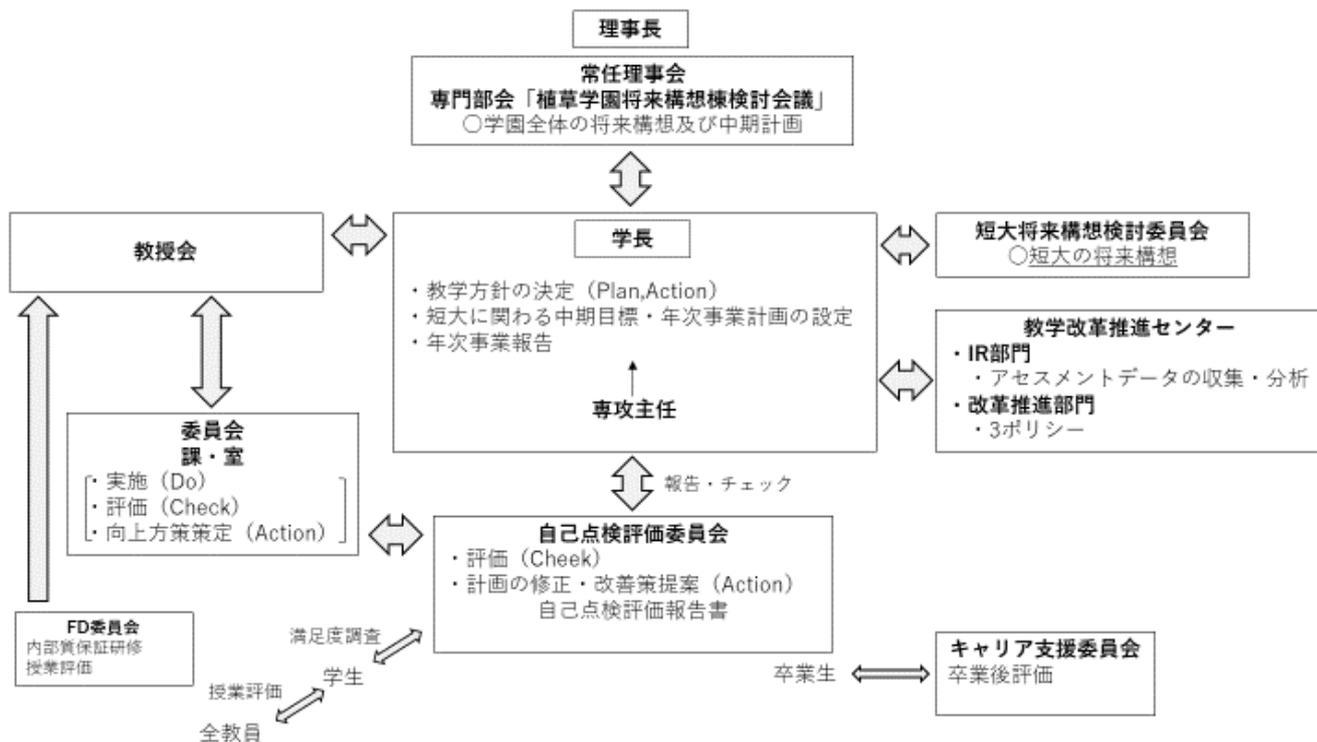
- 自己点検・評価委員会（担当者，構成員）

委員の構成は，学長，学科長（委員長），図書館長，ALO，専攻主任，学園長，学園事務局長，大学事務局長，企画課長である。

委員会担当者・構成員（令和2年4月現在）

委員会	役職	氏名
委員	学長	中澤 潤
委員長	学科長	佐藤 慎二
委員	図書館長	山本 雅哉
委員	ALO 兼 各専攻から選出された教授	植草 一世
委員	専攻主任（地域介護福祉専攻）	布施 千草
委員	学園長	植草 和典
委員	学園事務局長	手塚 千俊
委員	大学事務局長	磯野 敏和
委員	企画課長	飯島 千恵子

- 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述

本学では、平成11年4月の開学時から自己点検評価委員会を設け、毎年自己点検・評価報告書を発行し、平成20年度報告書から学園ホームページ上に公表してきている。委員会の運営は、「植草学園短期大学自己点検評価委員会規程」に拠っている。

自己点検評価委員会は年2回開催され、その最終報告である自己点検・評価報告書により、広く教職員の間で共通確認している。

令和2年には「令和元年度自己点検・評価報告書」をまとめた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2年度を中心に）

期日	事項	内容等
令和2年11月4日	令和2年度 第1回植草学園短期大学自己点検評価委員会	令和2年度自己点検・評価報告書の作成について検討及び作成依頼
令和3年2月26日	令和2年度自己点検・評価報告書原稿第一次締め切り	
令和3年5月10日	令和2年度自己点検・評価報告書原稿第二次締め切り	
令和3年6月23日	令和3年度 第1回植草学園短期大学自己点検評価委員会	委員による確認
令和3年7月30日	完成版の公開	

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

UEKUSA GUIDE BOOK 2020, 2021

履修要項（令和 2 年度）

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

(1) 建学の精神と短期大学の教育理念・理想

植草学園短期大学（以下本学）の建学の精神は、「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心の豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する。」である。この建学の精神に基づく教育目的は、学則第 1 条に、以下のように示されている。「我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、人格を陶冶し、深く専門の学芸を教授研究し、もって乳幼児から高齢期までの障害や生活上・学習上に困難性のある人もない人も共に豊かに生きる共生社会の実現と地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。」これら建学の精神と教育目的は、その教育理念とその解説とともに、入学時に学生に配布する「履修要項」の冒頭において「建学の精神と理念」として明示している。

(2) 建学の精神の公共性

本学の建学の精神は、教育基本法第 2 条に掲げられている 5 つの教育目標と整合しており、私立学校法第 1 条における公共性を保証するものである。

(3) 建学の精神の学内外への表明

学園ホームページ、履修要項等に掲載し、広く学内外に発信している。

(4) 建学の精神の学内における共有

本学の学生は、介護福祉士又は保育士・幼稚園教諭となることを志しており、いずれも特別な支援・配慮を必要とする人たちと関わる仕事である。「徳育」（心の教育）を根幹とする本学の理念は、人との関わりの基本となるものであり、どの学生も自然に体現できるように、全学を挙げて周知を心掛けている。建学の精神と理念は、入学式・卒業式におけ

る学長式辞・理事長祝辞，入学直後の新入生オリエンテーション等で説明・周知している。また，1年次必修科目「道徳と福祉の心」において理事長講話を設定し，建学の精神及び学園の沿革について説明がある。学園祭や実習の事前指導等，折々の機会に，「徳育」（心の教育）に関連づけて指導を展開している。

加えて，建学の精神の実現のために，学園の創設者 植草こうが，心の教育の一環として大切にした「日常五心」—素直な心・反省の心・奉仕の心・謙虚な心・感謝の心—を，講義室や学生ホール等に掲示し，単なる目標に止めることなく，学生自身が日常的に意識し，進んで実践できるよう指導している。

教職員には，毎年4月1日に行われる学園の全教職員の集まり「教職員の集い」において，理事長より「建学の精神」の解釈や学園の教育理念について説明が行われ，その確認と共通理解が図られている。教職員の理念の共有は，より良い学生支援や保護者支援に欠かせないことから，非常勤教員についても，毎年3月に開催されている懇談会などにより，建学の精神の周知に努め，授業においても意識してもらうようにしている。

（5）建学の精神の定期的な確認

建学の精神は，教育活動の核心部分であり，必要に応じ自己点検評価委員会，教授会，常任理事会，理事会で確認している。それに基づき，学園は平成29年度からこの建学の精神を反映する新たな学園イメージを「インクルーシブを学び実践する学園」とし，広報や千葉駅内広告等でアピールしている。

【区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- （1） 地域・社会に向けた公開講座，生涯学習事業，正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- （2） 地域・社会の地方公共団体，企業（等），教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- （3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学は，学則第1条に地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的の一つとして掲げている。千葉県，千葉市，及び地元若葉区における地域文化の担い手として，地域住民との交流，地域の公共機関との連携等，地域の幅広いニーズに応えるべく，様々な事業を展開している。

以下，本学の展開している多様な地域貢献の詳細を述べる。

（1）地域・社会に向けた公開講座，生涯学習事業等

1. 公開講座

地域福祉，保育，特別支援教育に力を入れている本学の特色を生かした公開講座を平成11年の開学以来開催してきた。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により，実施した公開講座数は3（延参加者数は142名）となった。公開講座は，千葉県教育委員会，

千葉市教育委員会、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会から後援を受けている。

公開講座参加者アンケートからは、「もっと学びたい」「役に立った」「内容が充実していた」と大変好評で、満足度の高さがうかがわれる。今後、開講分野や講座数を充実させるとともに、講座の内容や対象の拡大なども考慮し、社会的貢献を一層高めていきたい。

令和2年度の実施講座（参加人数）は以下の通りである。

令和2年度

1	～オンライン（Zoom）による研修会で学んでみませんか！～ 知的障害教育 子ども主体の授業づくり	1/23	1回	計	40	名
2	子どもの居場所サポーター養成講座	2/27	1回	計	28	名
3	子どものSOS支援員養成講座	3/7・3/13 ・3/14	3回	計	74	名
合計			5回		142	名

2.生涯学習

本学の生涯学習は、本学の特徴を生かした、専門職としてのスキルの向上を支援するものである。児童障害福祉専攻では「特別支援学校教諭二種免許法認定講習」を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、夏期講習は中止として冬期講座のみオンラインで開講した。延べ参加者は22人であった。オンラインで開催したこともあり、全国各地からの参加があった。また、植草学園大学と国立千葉大学がコンソーシアムを組み、令和2年度に行った「幼稚園教諭一種免許法認定講習」の講師として、本学の教員も参加した。本学で開催した講習では、83名の参加があった。

その他に、植草学園大学と共同で「教員免許更新講習」を実施しており、企画また当日の講師として積極的に推進している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により遠隔により開催した。昨年度に比べ定員を大幅に減らすこととなったが、延べ154名が受講した。

3.子育て支援・教育実践センター

「子育て支援・教育実践センター」（小倉キャンパス（通称「こいっく おぐ」）と弁天キャンパス（通称「こいっく べん」）の2カ所において、地域の保護者の子育て支援活動とともに、子育て支援講座を開講している。我が子を遊ばせながら、子育てに関する情報を交換したり、仲間づくりをしたりする場として利用されている。同時に学生も子育て支援活動の企画・運営を担い、保護者と関わる機会を重ね、幼児との活動を学び、また親子の反応を実感する機会を得られている。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により利用者を制限し、1日5組までとした。実施概要は以下の通りである。

子育て支援・教育実践センター利用状況（令和2年度）

活動内容	こいっく おぐ		こいっく べん	
	子育て支援 (月・水・金)	子育て・ 子育て講座	子育て支援 (火・木)	子育て・ 子育て講座
令和2年度	91組	(1回) 2組・ オンライン1組	166組	開催無し

(2) 地域・社会の地方公共団体、教育機関および文化団体等との協定・連携

本学の特色を生かした以下のような諸事業について、千葉県、千葉市、千葉市若葉区、また特別支援学級・学校等との連携活動を展開している。

1. 千葉市内3短大連携による講座

本学は千葉市内の保育系課程を持つ2つの短期大学（千葉明德短期大学、千葉経済大学短期大学部）と平成26年に連携協定を結び保育者を対象とする講座を共同で運営してきたが、平成29年度にはさらにこの3短大と千葉市の連携協定を締結した。29年度にはそれまでの「幼稚園教諭免許状および保育士資格取得に関する特例講座」に加え、新たに保育士が数日間所属園を離れ、講座受講や他園の保育を参観する形の研修である「保育者のための研修サバティカル」を開始した。平成30年度からは、さらに「潜在保育士講座」「保育士のキャリアアップ講座」等を開始している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により「保育者のための研修サバティカル」は3短大が1日ずつ開催する形にした。「キャリアアップ研修」は予定通り開講した。各講座の本学教員の担当科目数と参加者は以下の通りである。

保育者のための研修サバティカル 一覧（令和2年度）

年度	科目名	参加者数	担当教員
令和2年度	どの子ども包み込む保育教材づくり	12名	佐藤慎二

令和2年度 千葉市保育士等キャリアアップ研修 日程表

	日程	担当教員	タイトル	受講者数
I期	2/15	堀彰人	障害児保育 ～コミュニケーションを中心に～	21
	2/16	佐藤慎二	「困った」子どもではなく、何かに「困っている」子ども -気になる子ども・発達障がいのある子どもの理解と支援のポイント-	21
II期	2/25	堀彰人	障害児保育 ～コミュニケーションを中心に～	17
	2/26	佐藤慎二	「困った」子どもではなく、何かに「困っている」子ども -気になる子ども・発達障がいのある子どもの理解と支援のポイント-	17

Ⅲ 期	3/1	堀彰人	障害児保育 ～コミュニケーションを中心に～	18
		田村光子	保育者支援・子育て支援	16
	3/2	佐藤慎二	「困った」子どもではなく、何かに「困っている」子ども -気になる子ども・発達障がいのある子どもの理解と支援のポイント-	18
		田村光子	保育者支援・子育て支援	16
Ⅳ 期	3/4	堀彰人	障害児保育 ～コミュニケーションを中心に～	18
		田村光子	保育者支援・子育て支援	15
	3/5	佐藤慎二	「困った」子どもではなく、何かに「困っている」子ども -気になる子ども・発達障がいのある子どもの理解と支援のポイント-	18
		田村光子	保育者支援・子育て支援	15

2. 千葉県若葉区との連携事業

本学は平成 24 年に「千葉県若葉区と植草学園大学及び植草学園短期大学との相互連携に関する協定書」を締結している。

3. 千葉県と連携した拠点福祉避難所運営訓練の取り組み

本学は千葉県との共同研究「災害時の障害者等への支援に向けた人材の育成」の一環として、平成 27 年、28 年に拠点福祉避難所運営訓練を実施した。その後、平成 29 年 3 月に千葉県から災害時における福祉避難所の指定を受けた。平成 30 年 10 月に千葉県関係部署の協力のもと、各障害関係団体や近隣高齢者施設の協力も得て、拠点福祉避難所運営訓練を実施した。令和元年には 10 月に地域生活研究所の助成金を得て、第 4 回拠点福祉避難所運営訓練を千葉県、各障害者団体の協力のもと行った。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の流行のため、拠点福祉避難所運営訓練は中止となった。代わりにコロナ禍での避難所運営に必要なグッズの作成や運営マニュアルの修正等を行った。尚、地域介護福祉専攻の廃止に伴い令和 3 年 1 月 12 日に千葉県との拠点福祉避難所協定の解除申し出を行った。

次年度以降の拠点福祉避難所運営訓練に代わる取り組みについて、避難所運営委員会で検討を行う。

4. 千葉県生涯大学校への協力

千葉県生涯大学校は、千葉県が、高齢者自らが社会活動に参加することによる生きがいの昂揚に資すること及びボランティア活動や自治会活動などの担い手になることを促進するために設置したものである。平成 28 年度より植草学園がその指定管理者の選定を受け

ている。平成 29 年度から、生涯大学校主催の稲毛の浜の清掃活動（「ビーチクリーンボランティア」）に本学，大学，附属高校の生徒，教職員の有志が参加している。また，生涯大学校の「自然観察」の講義では，本学の施設やキャンパス内の「植草共生の森」を活用している。さらに，災害時の避難所運営ゲーム(HUG)の本学学生との共同実施，本学学園祭での作品展示や活動ブースの設置，県立美術館での本学学生との「共同陶芸展示会」などを実施した。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症流行のため，生涯大学校との連携事業はすべて中止となった。

5. 中学生の職業体験学習・知的障害等のある生徒の現場実習の受け入れ

「職場体験実習」は中学 2 年生が地域の協力施設や民間事業所で数日間の職場体験を行い，社会的マナーの基本を学び実践するとともに，仕事の厳しさややりがいを体験しながら，将来の生き方や職業観を形成するものである。本学は近隣中学校からの依頼により，図書館業務の体験を用意している。書架の整理，図書貸出し・返却のカウンター業務，図書の装備などを体験する。令和 2 年度はコロナ禍の中，受け入れが無かった。

（3）教職員および学生のボランティア活動等地域社会貢献

ボランティア活動は，高齢者・乳幼児・障害者理解にもつながり，卒業後，福祉・教育・保育に関わる職業を目指す学生にとって，貴重な体験になると考えている。地域介護福祉専攻では，学外活動を必須とした「地域共生論」，児童障害福祉専攻では「ボランティア体験実習」をそれぞれ科目として設け単位認定をしている。ボランティア活動についてはキャリア支援課を窓口とし，ボランティア担当係やボランティア活動コーディネーターを配置している。地域の福祉関係団体，福祉・教育現場からのボランティアの案内はキャリア支援課内や学内掲示板等に掲示するとともに，授業等においてもアナウンスを行い，積極的な参加を促している。

学生は個人として，またサークル活動を通して，放課後や休日等に，障害者福祉サービス事業，小学校，特別支援学校，幼稚園，保育所の諸行事の支援にボランティアとして積極的に参加している。

災害等のボランティア活動としては平成 19 年の中越地震，平成 23 年の東日本大震災，平成 27 年の関東・東北豪雨，平成 28 年の熊本地震などで義援物資の収集送付や学内での募金活動，学園祭においての物産展の開催と売上の寄付を行ってきた。東日本大震災については，平成 23 年に千葉県内に避難してきた福島県の知的障害者施設との交流支援をきっかけに，福島県の知的障害施設との交流を学生，教員，卒業生が参加し毎年行っている。令和 2 年度はコロナ禍の中，中止することとした。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

長年培ってきた建学の精神は確立され，学園内で共有されている。現行の努力を地道に積み重ね，共通理解をさらに深めていく。建学の精神を今後とも明確に伝えていくとともに，平成 29 年に設定した建学の精神を反映する新たな学園イメージ「インクルーシブを学び実践する学園」をさらに周知していくことが現在の課題である。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため，多くの地域貢献活動が縮小ない

し中止となった。感染収束後の従来と同様の活発な活動への復帰が大きな課題である。

地域貢献については、その充実が求められる。公開講座は本学の特色を生かした内容となっている。参加者の少ない講座もあるので、講座内容や広報を工夫し参加人数の増加を図る。

3 短大と千葉市の連携協定に基づく講座については、その展開の充実を図っていく。また千葉市との連携による福祉避難所訓練については、本学地域介護福祉専攻が中心として展開してきたが、令和2年度末の当専攻の廃止に伴い、その対応を検討することとする。

生涯大学校と本学学生との交流は世代交流の良い機会となっているが、さらにその機会の拡大充実が求められる。

地域貢献の根幹は、支え合いの精神であり、本学の建学の精神とも重なる。学生には、地域貢献の意義を説くよりも、実際的具体的なボランティア活動を通してその意義や手応えを感じることを大切にしたい。被災地支援については継続的に取り組みを続けていき、「忘れない」という気持ちを持ち続けることが課題である。同時に個々の学生が日常的に行なっている施設や学校、園の日常的なボランティアについても、授業等による制約はあるが、さらに拡げていくことが課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

植草学園短期大学学則

履修要項（令和2年度）

ウェブサイト（情報公開）

シラバス（令和2年度）

https://118.21.56.20/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx

※開講年度 2020 で検索

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II -A-6)

<区分 基準 I -B-1 の現状>

- (1) 建学の精神に基づく学科・専攻課程の教育目的・目標の確立

植草学園の建学の精神は「徳育を教育の根幹として、国を愛し、心豊かなたくましい人間の形成をめざすとともに、誠実で道徳的実践力のある人材を育成する」である。

植草学園短期大学学則第1条に本学の目的を「我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、もって乳幼児期から高齢者までの障害や生活上・学習上に困難性のある人もない人も共に豊かに生きる共生社会の実現と地域社会の発展に貢献し得る有為な人材を育成することを目的とする。」とし、各専攻の教育目的・目標を学則第3条に以下のように明記している。

地域介護福祉専攻

地域介護福祉に根ざした介護福祉を学び、介護福祉士国家試験受験資格等を取得し、高齢者・障害者の施設等で介護・支援にあたる人材をはじめ、地域・家庭における高齢者・障害者の生活を支える専門家など、広く高齢者・障害者の地域福祉に従事する人材を養成する。

児童障害福祉専攻

児童福祉を基礎とした障害福祉を学び、保育士の資格や幼稚園教諭二種免許状、特別支援学校教諭二種免許状等を取得し、障害等のために特別なニーズのある幼児・学童の保育・教育の専門性を備えた保育士・幼稚園教諭をはじめ、障害児福祉施設等の指導員等、広く、幼児・児童等の福祉・教育に従事する人材を養成する。

専攻科は学科における教育を基礎として、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

特別支援教育専攻

幼稚園、小学校、中学校又は、高等学校教諭の免許状を有する者に、児童福祉・幼児教育を基礎とする特別支援教育に関する精深な専門教育を行い、より高度な専門性を備えた人材を養成することを目的とする。

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標の学内外への表明

学則はホームページを通して学内外に公表している。履修要項にも学則を掲載し、学生が確認できるようにしている。

(3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく地域・社会の要請に応えた人材養成の定期的な点検

教育理念に則り、各専攻の教育目的・目標に基づき教育し、卒業生を地域の福祉施設に送り出している。就職内定率は、令和元年度地域介護福祉専攻 95.7%、児童障害福祉専攻 97.6%、令和2年度は地域介護福祉専攻 100%、児童障害福祉専攻 100%であった。

各専攻は年に一度、「卒業生のお話を聞く会」を実施し、卒業生のミニ講義や、分科会形式での質疑応答で卒業生から深い学びの場を得ている。地域介護福祉専攻は、養護老人ホーム、障害者支援施設、複合型介護施設等に勤務する卒業生、児童障害福祉専攻は、私立幼稚園・保育園、公立保育士、児童福祉施設、科目等履修生、特別支援学校等に勤務する卒業生に広い分野から出席してもらい、現場の現状を確認している。しかし、令和2年度

はコロナ禍の中で「卒業生の話を聞く会」を開催できなかった。また、同窓会協力委員会は同窓会と協力し「職場を語る会」を開催し、卒業生の悩みや職場定着支援を実施しながら今後のキャリア支援教育及び卒業後のキャリア支援に必要な在り方について検討している。

令和2年、卒業生就職先企業アンケートを行った。企業の重視する能力や態度、資質などとともに、本学卒業生に満足している点、不足している点などを調べた。本学卒業生について満足している点の回答では、「責任感」、「意欲と熱意」、「素直さ」が多く。一方で満足していない点では、「特になし」や「未回答」が多かったものの、地域介護福祉専攻では「明るさ」、児童障害福祉専攻では「基礎学力・文章力」なども見られた。その結果を今後生かしていきたい。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

(1) 建学の精神に基づいた学習成果の設定

建学の精神に基づき、学生が修得すべき資質や能力を学習成果として、以下の3点を定めている。

1. 全ての人々から信頼される高い人間観・倫理観
2. 福祉や教育の従事者として必要な、福祉・教育の基本理念と専門的知識
3. 地域介護福祉・児童障害福祉の専門的スキルと心豊かな人間性に裏打ちされた優れた実践力

(2) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいた学習成果の設定

学科・専攻の教育目的・目標に基づく学習成果をディプロマ・ポリシーとして以下のよう定めている。

地域介護福祉専攻

(1) 全ての人々から信頼される高い人間観・倫理観

- ・他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる。
- ・介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮できるよう努力する。
- ・人権擁護の視点、職業倫理を身につけている。

(2) 福祉の従事者として必要な、地域介護福祉の基本理念と専門的知識

- ・介護実践の根拠を理解している。
- ・介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的知識・関心を持っている。
- ・あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識が身につけている。

- ・利用者本位のサービスを提供するため、多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解している。
 - ・「介護福祉」の研究に関心を持ち、主体的に勉学を深めていける。
- (3) 地域介護福祉に関する専門的スキルと心豊かな人間性に裏打ちされた優れた実践力
- ・円滑なコミュニケーションの取り方の基本が身についている。
 - ・的確な記録・記述の方法がわかり、実践できる力を身につけている。
 - ・あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の技術力が身についている。
 - ・利用者ができるだけ馴染みのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者一人ひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供する力を身につけている。
 - ・他の職種の役割を理解し、チームに参画する力を身につけている。
 - ・地域社会を常に意識し、介護問題解決に取り組むことができる。

児童障害福祉専攻

- (1) 全ての人々から信頼される高い人間観・倫理観
- ・他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる。
 - ・乳幼児等の気持ちや思いを受け止めることの大切さを理解し、共感し気持ちを分かち合うことができる。
 - ・特別なニーズのある乳幼児等を始め、多様な人たちの存在を認め合える心を有している。
 - ・人権擁護の視点、職業倫理を身につけている。
- (2) 福祉や教育の従事者として必要な、福祉や教育の基本理念と専門的知識
- ・障害のある人もない人も誰もが共に生きる共生社会の理念を理解している。
 - ・乳幼児の保育・教育の意義や基本理念を理解している。
 - ・保育分野における諸活動やその技術・方法等で、得意な分野を有しており、関係職員とのコミュニケーション能力や協働性を備え、協力しあう力・姿勢が身についている。
 - ・地域の子育て支援に関心を持つとともに、保護者の悩みを受け止めるためには円滑なコミュニケーションが大切であることを理解している。
 - ・保育所・幼稚園・障害児施設等の関係施設や小学校等との相互交流・移行支援の意義を理解し、連携推進に関心をもっている。
 - ・「幼児福祉」の研究に関心を持ち、主体的に勉学を進めていける。
- (3) 児童障害福祉に関する専門的スキルと心豊かな人間性に裏打ちされた優れた実践力
- ・乳幼児等の発達と生活に関する知識を基盤に、乳幼児等の育ちを見通しながら計画的かつ具体的に保育を構想する基礎的・基本的な力及び実践力を身につけている。
 - ・障害のある乳幼児、外国籍の乳幼児等の特別なニーズについての基本的な知識とインクルーシブ保育や教育の理念を理解し、その実現のための基礎的指導・支援力が身につけている。
 - ・障害等のために特別なニーズのある乳幼児・児童等に、適切な支援的対応をすることの意義を理解し、基礎的な支援的対応力を身につけている。

本学は卒業研究を課しており、2年間の学びを反映した卒業研究をまとめ発表すること

としている。こうした学習成果を得て卒業すると、地域介護福祉専攻では「介護福祉士国家試験受験資格」、児童障害福祉専攻では「保育士資格」と「幼稚園教諭二種免許状」を取得する。同時に、学則により「短期大学士」の学位が授与される。

専攻科

特別支援教育専攻

(1) 高い人間観・倫理観

- ・特別なニーズのある乳幼児・児童等をはじめ、多様な人たちの存在を認め合える感性を高め、差別や偏見を許さない職業倫理が身についている。

(2) 福祉や教育の基本理念と専門的知識

- ・障害のある人もない人も誰もが共に生きる共生社会の理念を理解し、その実現に寄与する姿勢が身についている。
- ・共生社会の実現を目指すインクルーシブ保育や教育の理念と特別支援教育の在り方を理解している。
- ・障害等のために困難性のある乳幼児・児童等の特別なニーズに適切な支援を行う専門的な知識が身についている。

(3) 児童障害福祉や特別支援教育に関する専門的技能と優れた実践力

- ・特別なニーズに応じる支援を最適化するための確かな実践力が身についている。
- ・「特別支援教育」の研究に関心を持ち、主体的に勉学を深めていける。

(3) 学習成果の学内外への表明

学習成果は、履修要項、ホームページに掲載し、広く学内外に公表している。

(4) 学習成果の定期的点検

学習成果の確認、児童障害福祉専攻では「履修カルテ」を活用していたが、令和元年度より幼稚園教諭にかかわる「履修カルテ」と保育士資格にかかわる資質・能力の学習成果を一体的に評価する「植草学園短期大学 幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための自己評価シート」を作成した。また、横断的な学修成果の把握を目的とした「ループリック評価」を導入し、卒業研究、レポート、プレゼンテーション等を評価することとした。地域介護福祉専攻でも平成30年度より「履修カルテ」を使い、学生の学習成果評価に対し教員が面接を行い、指導をおこなっている。

さらに令和元年度には学習成果の可視化を図るため、アセスメント・ポリシー（学修成果の測定法）を整備し査定方法を確定した。学生の成長とディプロマ・ポリシーに照らした最終的な卒業時点での学修成果を明らかにするために学生の定期的な自己評価票、卒業論文評価のためのループリック、学修の客観的評価アセスメント・ツールの活用を設定した。令和2年度はコロナ禍の下、前年策定されたアセスメント・ポリシーに従い、学生の自己点検評価と卒論評価のループリック、また学習の客観的評価のための GPS-Academic を年度当初に1年生に、また後期に2年生に実施した。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針，入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し，公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

(1) 一体的な三つの方針

建学の精神及び教育理念に基づき，ディプロマ・ポリシーを策定し，これに則した学習成果が得られるカリキュラム・ポリシーを設定している。アドミッション・ポリシーは，前述した二つの方針を受け入れられる学生の入学を求めており，三つの方針は関連付けて定められている。

(2) 組織的議論を重ねた三つの方針の策定

平成 29 年度に認証評価を受けるにあたり，学長，教務委員会で三つの方針について検討修正し，各専攻会議の議論を経て策定した。

(3) 三つの方針を踏まえた教育活動

教育活動は三つの方針に基づいて行い，カリキュラムについては教務委員会で点検し，見直しを行っている。

令和元年度には学習成果の可視化を図るため，アセスメント・ポリシー（学修成果の測定法）を整備し「植草学園短期大学 幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための自己評価シート」「学習時間アンケート」で振り返り，学生自身が成果を自己評価できるようにするとともに，教員による「ルーブリック評価」も導入した。さらに客観的な成果の指標として GPS-Academic を導入し，令和 2 年度は 1 年生には年度当初，2 年生には後期に実施した。

(4) 三つの方針の学内外への表明

三つの方針は履修要項，本学ホームページにより学内外に表明している。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の課題>

コロナ禍の下，令和 2 年度から利用を開始した，アセスメント・ツールである GPS-Academic は円滑に実施できた。今後のデータの蓄積と詳細な分析が課題となる。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

植草学園短期大学自己点検評価委員会規程

平成 29 年度～令和元年度自己点検・評価報告書

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

(1) 自己点検・評価のための規程及び組織の整備

自己点検評価委員会規程に基づき、自己点検評価委員会を行っている。委員のメンバーは、学長をはじめ専攻主任、教授計 5 名、さらに担当事務局課長で構成されている。年度の報告書を作成するにあたり、執筆担当者、担当事務局、責任者を定める。自己点検評価委員会は教授会及び教授会のもとに置く委員会に属している。そのため作成した報告書(案)は教員間で回覧し、修正を加えたうえ教授会で承認される。

(2) 日常的な自己点検・評価

教員は、専攻会議等により、日常的な情報共有及び調整の機会を設けている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響のため、前期の多くの授業を遠隔授業とし、後期は遠隔授業と対面授業の混在とした。遠隔授業実施のため、教員は学生への遠隔授業接続指導、また自らの授業の遠隔化の準備、また非常勤教員の遠隔授業の支援など多大な努力を払った。前期遠隔授業は 5 月 11 日より開始されたが、7 月時点で学生には遠隔授業のアンケートをとった。その結果、多くの学生が遠隔授業に満足しているという報告を得た。また、前期・後期の終了時点で全学的に実施されている授業評価アンケートの結果を踏まえて、担当授業科目ごとに 1. 授業の内容、2. 授業方法、3. 授業環境、4. 学生自身の自己評価、5. 授業の工夫、について自己点検評価票を作成し、授業改善を促進している。また、その結果は報告書としてとりまとめ、図書館で公表している。

(3) 定期的な自己点検・評価報告書等の公表

自己点検・評価報告書は毎年発刊し、ホームページを通して学外に公表している。

(4) 自己点検・評価活動への全教職員の関与

自己点検で明らかになった課題，問題点は各種委員会，関連部署，専攻会議，教授会で検討される。

(5) 自己点検・評価活動への高等学校等の意見聴取

高大連携運営委員会が学園全体に関わる委員会として組織されており，この委員会が開催する連携高校長との話し合いにより，教育内容への意見聴取を行っている。

(6) 自己点検・評価の結果の改革・改善への活用

平成30年度より，児童障害福祉専攻で用いられていた履修カルテの作成・活用を地域介護福祉専攻でも開始した。これも自己点検・評価において，学生の学びの自己評価の機会をさらに拡大すると良いという課題を踏まえ行ったもので，改革・改善に活用している一例である。高大連携会議等で取り上げられ，活発に行われるようになった高大連携授業もあげられる。

就職支援，特に公務員保育士と教員採用への支援の強化が課題であったが，その対応として令和2年度より，教職・公務員支援センターをスタートさせた。教員採用試験対策（特別支援教育および公務員保育士対策）を行い，成果を上げている。特別支援学校教諭3名合格，公務員保育士12名合格（児童障害福祉専攻卒業生全体の14%）となっている。

※特別支援学校教諭合格者数は，児童障害福祉専攻卒業生で専攻科特別支援教育専攻・植草学園大学発達教育学部科目等履修生が1名，植草学園大学発達教育学部科目等履修生が2名の合計である。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法，短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し，法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

(1) 学習成果のアセスメントの設定

学校教育法，短期大学設置基準などの関係法令を遵守し，卒業要件である単位数を定め，各授業科目はシラバスによって到達目標，評価方法を示している。

履修要項に学習成果の評価として(1) 学生個人の学習の評価：科目の修得状況を，修得科目及びGPA値などにより評価する，(2) 学科，専攻の教育成果の評価：履修者数，科目習得者数，GPA値及び学生による授業評価等により評価する，資格，免許取得状況については，年度ごとに資格・免許関連科目単位取得状況，採用試験結果等を基に評価することを示している。

アセスメントの手法として，まず成績評価にはGPA制度が用いられている。また児童障

害福祉専攻では履修カルテを大幅改訂し、保育士に求められる資質・能力も加味した「植草学園短期大学幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための自己評価シート」を作成した。1年次後期に自己評価したシートを基に、2年次に面談し指導する。卒業論文については、ルーブリック評価を実施している。さらに令和2年度からは学習成果の客観的指標となるGPS-Academicを導入し、新入生との面談、後援会における保護者との面談等に活用している。

地域介護福祉専攻では介護福祉士国家資格取得制度が変更され、卒業生には介護福祉士国家試験受験資格が与えられることとなった。平成30年1月末の介護福祉士国家試験から受験可能となり、令和4年から国家試験義務化となった。(国家試験の義務化がさらに5年延び令和9年—6月5日成立)。本学では1回目(平成30年1月)の合格率は89%であった(全国平均合格率70.8%,養成校の合格率88%)。2回目(平成31年1月)の国家試験では合格率100%となった(養成校全体の合格率83.7%受験者全体73.7%)。既卒者は2名受験し、1名の合格であった。さらに令和2年1月の国家試験では23人中2名不合格で合格率91.3%あった(養成校全体80.0%,受験者全体69.9%)。合格ラインは得点率65%とされているが、専攻最終の学生にはさらに高い値をとるように準備し試験に臨ませた。その結果令和3年1月の結果合格率は100%であった。

(2) アセスメント法の定期的な点検

大短の教務委員会を中心に令和2年度にアセスメント・ポリシーを検討し、学生の自己点検評価と卒論評価のルーブリック、また学習の客観的評価のためのGPS-Academicを実施した。GPS-Academicは短大では年度当初に1年生に、また後期に2年生に実施した。アセスメントの実施法や実施工具等については点検・検討を続けていく。

(3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用

各学期末に行われる授業評価アンケートは、無記名として、今年度よりポータルシステム上で実施した。授業評価アンケートを基に各科目担当教員は授業改善書を提出する。

また、年度末に行われる学生満足度アンケートの自由記載欄の学生の意見は、企画課でまとめられ、問題点や要望について、教職員に提示し改善策をまとめ、自由意見に対する回答として、学内情報サービスシステムに掲載し、学生及び教職員への周知を図っている。以上のように教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。

(4) 関係法令の確認と法令遵守

学校教育法や短期大学設置基準などの関係法令は、関係省庁の通知文などから把握し、変更などが必要な場合は速やかに対応している。教育の関連する方針や行為がこれら法令と照らし合わせ、必要な部分が抜け落ちていないか、確実に法令遵守ができていないかの検討を行っている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

入学定員の確保が難しい中、入学者を選抜する機能が低い本学では、入学者全員の学習成果の担保には、常にPDCAサイクルを機能させて内部質保証に努めなければならない。

令和元年度に策定したアセスメント・ポリシーに従い、令和2年度から多様なアセスメント・ツールを導入したが、その円滑な実施や活用が課題となる。

＜テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項＞

令和元年度にアセスメント・ポリシーを確立し、その共通理解を図るため、FD研修で学長が解説した。令和2年度はコロナ禍ではあったが客観的な成果指標となる GPS-Academic を実施した。

教員の諸活動を可視化し、職務執行、その他の活動の質向上のために、「自己目標設定・評価カード」を活用した目標設定・自己評価活動を平成30年度より開始し、令和2年度も実施した。このカードに教育、研究、管理、運営、社会貢献、国際交流に関する自己目標を記入し、学長に提出し、年度末にそれらの目標の達成についての自己評価を行い学長に提出する。また令和2年度は全教員が、ティーチング・ポートフォリオを作成し、学長に提出した。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

- ・前回の認証評価（平成29年）における基準 I 建学の精神と教育の効果の行動計画

建学の精神について、平成28年度は、オリエンテーション時に学園理事長が本学の歴史とともに建学の精神について講話を行った。引き続き「建学の精神と理念」についての理解を図るとともに、その具体的な姿として「インクルーシブを学び実践する学園」とする方針の浸透に努める。

教育の効果については、学修成果データをもとに専攻毎に各科目の内容、科目の関連、教育方法について引き続き検討を加える。卒業後の就職先での評価を加味し、各専攻の学習成果の見直しを行う。

教育の質的改善にあたっては、大学の教学改革推進センターの IR 部門及び教学改革部門と連携していく。

- ・上記行動計画の実行状況

建学の精神を伝えるうえで、新たな、「インクルーシブを学び実践する学園」を大学案内やオープンキャンパス、また JR 千葉駅・津田沼駅のサイネージ広告、学園バスのラッピング、千葉市内のバスへの看板広告などで打ち出していった。

教育の質的改善については、大学の教学改革推進センターを令和2年度より大学・短大の共通設置機関とし、短大教員も参加することで、統一的な教学改革を図ることとなった。これに伴い、大学・短大ともに共通するアセスメント・ポリシーを定め、令和2年度より実施を開始した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学習成果の把握に当たっては、単位取得状況、GPA、学習成果アンケート、学習時間ア

ンケート、「自己評価シート」、「ルーブリック評価」などの情報を一元的に統括する IR の整備及び学習成果を総合的に把握する客観的なアセスメント・ツール、アセスメント・ポリシーの円滑な実施が課題となる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

履修要項（令和2年度）

シラバス（令和2年度）

入学試験要項（令和3年度）

授業科目担当者一覧表（令和2年度）

単位認定の状況表

進路ガイドブック

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

(1) 卒業認定・学位授与の方針と学習成果の対応

徳育を教育の根幹とする建学の精神ならびに学則第1条に定める目的に基づき学修に励み、高い感性と確かな知識・実践力を身に付け、共生社会の実現と地域社会の発展に貢献し得る有為な人材として、卒業を迎えた者に短期大学士の学位を授与することとしている。

卒業認定・学位の方針は学則第35条、第37条で「第8条に規定する期間以上在学し、所定の課程を修めた者に対しては、教授会の意見を聞いて、学長が卒業を認定する。」「本学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。」と規定している。

(2) 卒業認定・学位授与の方針の設定

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は、「徳育（心の教育）を教育の根幹とする建学の精神に基づき学習に励み、高い感性と確かな知識・実践力を身に付け、共生社会の実現と地域社会の発展に貢献し得る有為な人材として、卒業を迎えた者に短期大学士の学位を授与します。」とし、さらに各専攻で以下のように定めている。

福祉学科 地域介護福祉専攻

学位授与方針

地域福祉に根ざした高齢者・障害者の介護福祉を学修し、「介護福祉士国家試験受験資格」を取得することを卒業要件とします。加えて、地域福祉に関する科目や卒業研究等、本専攻独自の科目を通して地域介護福祉の学習を深め、以下に掲げる資質及び能力を身につけ、所定の単位を取得した学生に卒業を認定し、「短期大学士（介護福祉学）」の学位を授与します。

- ①全ての人々から信頼される高い人間観・倫理観
- ②福祉の従事者として必要な、地域介護福祉の基本理念と専門的知識
- ③地域介護福祉に関する専門的スキルと心豊かな人間性に裏打ちされた優れた実践力

福祉学科 児童障害福祉専攻

学位授与方針

児童福祉を基礎とした乳幼児保育・教育、障害福祉を学修し、「保育士資格」及び「幼稚園教諭二種免許状」を取得することを卒業要件とします。加えて、「特別支援学校教諭二種免許状」（選択）の科目、卒業研究等、本専攻独自の科目を通して障害福祉・「教育」の学習を深め、以下に掲げる資質及び能力を身につけ、所定の単位を取得した学生に卒業を認定し、「短期大学士（幼児福祉学）」の学位を授与します。

- ①全ての人々から信頼される高い人間観・倫理観優れた実践力
- ②福祉や教育の従事者として必要な、福祉や教育の基本理念と専門的知識
- ③児童障害福祉に関する専門的スキルと心豊かな人間性に裏打ちされた優れた実践力

学位授与方針は、ホームページ及び履修要項で学内外に公表している。

（3）卒業認定・学位授与の方針の社会的・国際的通用性

学則上に定めた教育課程で、卒業要件、授業科目・単位数等を明確に示している。また、履修要項・シラバス等で、単位認定・成績評価の基準及び資格・免許の取得要件等に関する条件等も示し、学習成果に対応できるようにしている。卒業要件を満たす単位数は、地域介護福祉専攻では、厚生労働省による社会福祉士介護福祉士学校指定規則、児童障害福祉専攻では、厚生労働省による児童福祉法施行規則及び文部科学省による教育職員免許法及び同施行規則に準じており、社会的通用性は充分担保されている。

（4）卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検

卒業認定の基準については、関係法令等の改定に伴い適切に対応している。例えば、平成29年度には幼稚園教諭二種免許の教職課程の再課程認定への対応を行い、平成30年度に認定を受け、令和元年度より実施した。また、学位授与の方針については平成28年度に改定したが、継続的な検討を行い、今後も適宜見直しを行っていく。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

- (1) 教育課程と卒業認定・学位授与の方針との対応

教育課程編成・実施にあたっては、学則の目的・学位の授与方針に基づき、下記のような教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）で具体化している。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる資質・能力を修得し、教育上の目的を達成するために、専攻ごとに授業科目を体系的に編成し教育課程を構成するとともに、学修成果を評価する。

授業科目は各専攻に対応した資格・免許の取得ができるように編成するとともに、ナンバリングを付し、学修段階を明確にして、1年次より専門科目を導入し、基礎から学べるようにする。

科目の構成と学修内容

1. 共通基礎科目

コンピュータ概論，総合英語，スポーツ・レクリエーションなどを通して広く豊かな教養，身体の健康，コミュニケーション能力を高めます。授業科目「道徳と福祉の心」を必修とし建学の理念及び共生社会・インクルーシブ社会実現への本学の基本的姿勢の理解を図る。

2. 専門科目

専門分野に従って、専攻ごとに専門科目を設定する。専門科目に、本学を特色づける高齢者や障害者と触れ合いのできる体験や実習を取り入れた科目を設定する。また学修の体系に応じて、必修科目、選択科目の区分を設け、合わせて学修の順序に応じて履修学年を指定する。

地域介護福祉専攻では、介護福祉士国家試験受験資格、児童障害福祉専攻では保育士資格・幼稚園教諭二種免許状の取得を必修とする課程編成を行う。さらに、健康管理士一般指導員資格(地域介護福祉専攻)、特別支援学校教諭二種免許状(児童障害福祉専攻)をはじめ、社会福祉主事任用資格、レクリエーション・インストラクター資格、ピアヘルパー資格など(両専攻共通)に関連する資格・免許も取得できるよう教育課程を編成する。

3. キャリア形成及び主体的学修

社会人・職業人としての資質・能力を育成するために、キャリア形成を推進するための科目を設けるとともに、進路に応じたボランティア活動、インターンシップ活動を設定する科目を設け、学生の主体的な学修を支援する。

4. 卒業研究

学修の専門性を深め、課題を分析、考察する能力を高めるために、2年次には、「卒業研究」を必修とし、学生各自が課題を設定し、論文等にまとめることにより2年間の学修成果を確認する。

学修方法

授業は、講義、演習、実技に区分して行う。学生の主体的な学修を促し、学修効果を高めるために、これらの方法を適宜交え、教育機器やICT技術を活用する。

保育所・幼稚園・学校・施設等の見学や実習により職業を体験する機会を設け、職業人としての実践的な能力を高める。

育成する資質・能力等と授業科目との関係

1. 共通基礎科目で育成する資質・能力等

豊かな人間性に基づく道徳心と高い倫理観を持つ人材の育成については、すべての授業科目において留意して教育に当たるとともに、特に必修科目「道徳と福祉の心」の授業において建学の精神を含めて学修する。また共通基礎科目を通して基本的な教養を身につける。

2. 専門科目において育成する資質・能力等

専攻別に以下の区分により科目を構成し、専門的知識、技能、実践力を学修する。

福祉学科 地域介護福祉専攻

[介護福祉士に関する資質・能力]

- 1 人間と社会に関する科目
- 2 介護に関する科目

3 こころとからだのしくみに関する科目

4 医療的ケアに関する科目

福祉学科 児童障害福祉専攻

[保育士に関する資質・能力]

1 保育の本質・目的に関する科目

2 保育の対象の理解に関する科目

3 保育の内容・方法に関する科目

4 保育実習に関する科目

5 総合演習に関する科目

[幼稚園教諭に関する資質・能力]

1 領域及び保育内容の指導法に関する科目

2 教育の基礎的理解に関する科目

3 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目

4 教育実践に関する科目

5 大学が独自に設定する科目

[特別支援学校教諭に関する資質・能力]

1 特別支援教育の基礎理論に関する科目

2 知的障害，肢体不自由及び病弱の領域に関する科目

3 前項以外の障害の領域に関する科目

4 教育実践に関する科目

[キャリア形成]

社会人・職業人としての資質能力を主体的に形成していくための「キャリア演習」「インターンシップ」等の科目

「専門ゼミナール」

「卒業研究」専門領域の知識や理解を深め，課題解決力を高める科目

(2) 短期大学設置基準に基づく教育課程の体系的な編成

教育課程は，学習成果に対応させ，内容相互の関連性，概論から専門内容の深化，実習等との関連なども考慮して，体系的な学びができるようにしている。また，指定規則の科目の領域（介護福祉士養成）・系列（保育士養成），科目区分（幼稚園教諭等教員免許）等に分けて，履修要項に明示し，養成カリキュラムとの関連を分かりやすくしている。また，可能な限り，学生等にも分かりやすい科目名としている。平成 27 年度には，教育課程の構造をより分かりやすく示すよう，カリキュラムツリーを作成し，平成 28 年度には学習の段階から順序性を示す授業科目のナンバリングを行った。カリキュラムツリー及びナンバリングについては，教員免許に関わる再課程認定等のカリキュラム改編に伴い令和元年度に改定した。また，平成 29 年度には児童障害福祉専攻，平成 30 年度には地域介護福祉専攻で履修カルテ（現在，児童障害福祉専攻では「植草学園短期大学 幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための自己評価シート」）を作成し，学生個人の学習状況をきめ細かく把握している。なお，児童障害福祉専攻では，平成 30 年度に幼稚園教諭二種免許状の教職課程にお

いて再課程認定を受け、令和元年度より新たな教育課程となった。

以下に各専攻の教育課程編成の特徴を示す。

〈地域介護福祉専攻〉

地域福祉の向上・発展に貢献できる人材を育成することを目指し、規程に基づく養成科目の他に、独自の必修科目として「地域共生論」「災害・緊急時の介護」、選択科目として「人間関係論」「施設経営」「障害教育」「カウンセリング」を開講し、地域福祉を多面的に幅広く考えられるようしている。

平成 23 年には、共通基礎科目に「キャリアガイダンスⅠ・Ⅱ」を設け、これまで単発的に行っていたキャリア形成支援を体系的に整えた。

平成 24 年 4 月から新たに科目「災害・緊急時の介護」を立ち上げた。これは、災害などの緊急時には地域社会、施設が協力して対応することが必要であり、それに応じられる人材が求められているからである。平成 27 年度には、千葉市の「千葉市・大学等共同研究事業」で「災害時の障害者等への支援に向けた人材の育成－千葉市における福祉避難所の運営に関する実践的な検証を経た、大学・行政の双方における、持続可能な人材育成に関する研究－」というテーマで千葉市と共同研究に取り組み、拠点福祉避難所運営訓練を実施した。当日の様子は NHK の首都圏ニュースで放映された。平成 28 年も引き続き知的障害者を含め、様々な障害のある当事者の参加・協力を得て、同様な訓練を積み重ねた。それを受けて、平成 29 年 3 月 9 日に千葉市の拠点福祉避難所として指定された。平成 29 年は一旦、訓練の形はとらず、要配慮者理解を強化する目的で、障害者の防災訓練、ワークホーム祭りなど障害者の方々との触れ合う機会を多くした。平成 30 年 10 月に大学生も参加した訓練を行った。3 回目で課題はあるものの、全学的取り組みの第一歩を踏み出した。

令和 2 年は新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、実践的な訓練は行えなかった。しかし予防災害訓練として、感染防止のためのグッズ（マスク、フェイスシールド、予防具）の作成やコロナ禍の避難所運営の在り方を考え、訓練マニュアルの修正加筆を行った。

授業はコロナ禍の中、時間割を修正して遠隔授業を取り入れ、6 月中旬から一部対面授業を始めた。

介護福祉士としてのキャリア形成の基本となる知識・技術・態度を養うことで、高齢者・障害者の介護や自立支援にあたる介護福祉士のリーダーとなる知識をも学べるカリキュラム構成となっている。

〈児童障害福祉専攻〉

教育課程は幼稚園教諭二種免許及び保育士資格取得の科目で構成されている。加えて、本専攻の特色である「障害」に関する科目を例にすると、1 年次に障害に関する基本的な知識を身につけ、1 年次のまとめとして教育実習Ⅲ（必修）で「特別支援学校」で実習を行う。それらの知識・体験に基づき、2 年次ではより専門的・実践的な「障害」に関する必修科目を用意している。併せて、各障害により特化した学びが可能なように「障害」に関する選択科目を用意し、学生のニーズに応じた履修を可能にしている。選択で特別支援学校二種免許状が取得できるのは、短期大学では、我が国で本学を含む 2 大学だけ（平成 21 年度までは本学のみ）であり、2 年間で取得できるのは本学だけという大きな特色を有して

いる。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、前期の授業を遠隔で行った。後期は実技や実習指導の授業を中心に対面授業を加えた。教育実習、保育実習、施設実習については1年次12月予定の教育実習Ⅱは2年次前期へ、2年次5月実施予定の教育実習Ⅲを12月に延期、同じく7月実施予定であった保育実習Ⅱは実習代替授業の形で展開した。

「子育て支援・教育実践センター」では、「教職実践演習」を中心に、学生が日常的に幼児とその保護者と自然に触れあう機会を多く設け、より実践的・実際のな力を育てている。

本学では、シラバスに授業科目名、授業形態、対象専攻・年次、期別、単位数、必修・選択の別、授業目標、授業内容、予習・復習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等を明示している。

成績評価は、シラバスに記されている各科目の「成績評価の方法・基準」に基づいて行われている。具体的な方法は、講義・演習・実習等の科目の特性に応じて、筆記試験やレポート、実技試験に加えて、受講態度等を加味して厳格に評価している、教育の質保証に向けてシラバスの精査も実施している。

実習や実技系も含め、再試験、再実習なども実施され、安易な単位認定に陥らないようにしている。また、学生による成績評価についての疑義申し立て期間を各学期末に設定しているが、申し出る学生はほとんどいない状況もあり、概ね妥当であると受け止めている。

なお令和2年度より、各教員は自分の授業について、そのねらいと背景となる基本的な教育理念、授業の成果などをまとめたティーチング・ポートフォリオを作成し、授業改善に活用している。

(3) 短期大学設置基準の教員資格に基づく、経歴・業績を基にした教員の適切な配置

教員配置については、教員の資格・業績を適切に反映し、「植草学園短期大学教員選考規程」「植草学園短期大学教員資格審査内規」に従って厳格に実施している。各教員は教育研究業績を毎年自己点検報告として提出し、短期大学設置基準及び本短期大学教員資格基準を満たし、担当する授業科目に関連した十分な研究業績を有しているかを確認している。専任教員が担当できない専門外の授業科目は、非常勤講師に依頼している。

教育課程は、各授業科目の内容も含めて、教務委員会ははじめ関係委員会や専攻会議を中心に、定期的に見直し、改善を図っている。教育課程の見直しは、定期的に開催される専攻会議や教務委員会で行い、必要な事項は教授会で審議し、学長が決定することとしている。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の定期的な見直し

文部科学省 GP での教育課程の点検の成果を踏まえ、平成21年度には「ボランティア体験実習」(選択)、平成23年度には「キャリアガイダンス」(必修)、平成28年度には「早期相談・連携支援」(選択・児童障害福祉専攻)の科目を新設した。

また、本学の自然環境を活かした独自のリソースである「共生の森」を中心とする「ピオトープ祭り」や「学園祭」の「子どもフェスティバル」には授業の一環として学生が参

加することで、子どもとかかわりながらより実践的な学びを展開している。

なお、児童障害福祉専攻では、教育職員免許法施行規則の改正（平成 29 年 11 月交付）に伴い、教職課程再課程認定の申請書を提出するにあたって大幅なカリキュラムの見直しを行い、平成 31 年 1 月に認定された。

専攻科「特別支援教育専攻」については、教員採用試験に取り組みやすく、また、働きながら「特別支援学校教諭二種免許」を取得しやすくするために令和 2 年度より教育課程を改善した。具体的には、月曜日から金曜日までの科目数を減らし夏期集中講義形式として、学校現場での特別支援教育支援員としても働きやすい時間割構成とした。

また、地域介護福祉専攻については志願者の長期的な減少により、平成 31 年に募集停止とし、令和 2 年度末をもって廃止することとなった。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

(1) 教養教育の内容と実施体制の確立

教養教育は共通基礎科目として、人文系、社会系、自然系、外国語、体育、異文化理解に分かれている。地域介護福祉専攻の必修 4 単位、選択 12 単位、児童障害福祉については必修 12 単位、選択 7 単位である。

授業形態は講義科目、演習科目に区分している。授業担当の教員はシラバスを作成し、授業内容を明確にしている。学生は授業内容を理解して、授業科目を選択することができる。

(2) 教養教育と専門教育との関連

共通基礎科目のうち、地域介護福祉専攻、児童障害福祉専攻共に必須科目となっているのは「道徳と福祉の心」、「キャリアガイダンスⅠ、Ⅱ」である。「道徳と福祉の心」は介護福祉士、保育士、幼稚園教諭という専門職に欠かせない学習成果 1「高い人間観、倫理観」の基礎を養い、専門科目に繋げている。同様に「キャリアガイダンスⅠ、Ⅱ」は、学習成果 2「地域福祉の基本理念と専門知識」、「福祉や教育の基本理念と専門知識」の習得に欠かせない。選択として「日本の文化」「コンピュータ概論」「総合英語」「スポーツ・レクリエーション」「音楽療法」などがあり、専門教育と関連付けた教養教育を行っている。特に、「日本の文化」については令和 2 年度より「わらべ唄」を中心とした講義・実践を展開できることになり、基礎科目の側面からも教育の充実を図ることができた。

(3) 教養教育の効果の測定・評価と改善への活用

全授業科目について学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は

授業担当教員にフィードバックし、学生からの評価を用いて教育内容の改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

(1) 職業への接続を図る職業教育の実施体制

学位取得および各専攻で卒業要件とされている資格・免許の取得、さらには資格・免許を生かした専門職への就職がある。

地域介護福祉専攻では介護福祉士国家試験受験資格取得、児童障害福祉専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の取得を卒業・修了要件としている。専攻科特別支援教育専攻でも、選択ではあるが、全員が特別支援学校教諭二種免許状の取得を目指している。したがって、それらに求められる必修科目の履修及びその単位取得が必須の要件となる。その意味で職業への継続を図る職業教育の実施体制が明確である。

令和2年は新型コロナウイルス感染症流行の行動制限がかかる中、地域介護福祉100%、児童障害福祉専攻100%であった。そのうち、取得資格を活かした専門職就職率は、地域介護福祉専攻、児童障害福祉専攻共に100%であった。このように学習成果は、測定可能でしかも極めて大きな成果を挙げていると考える。

「教員採用試験講座」については、令和2年度から「植草学園大学・植草学園短期大学教職・公務員支援センター」を設立し、教員採用試験、保育士公務員試験への挑戦を奨励していった。その成果として公務員保育士は12名と大幅に上昇した（令和元年度7名）。

また、2年次では、土曜日に開講している特別支援教育関連科目の履修を促し、学生に応じて大学の科目等履修や大学編入等を奨励し、その準備を支援している。令和2年卒業生で科目等履修生となったのは8名である。

地域介護福祉専攻では、地域福祉に根ざした介護福祉を学び、質の高い介護福祉士を世に送り出している。高齢化社会の中で、求められるニーズに応える学習成果は実際的で高い価値を有していると考えられる。

児童障害福祉専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状取得を卒業要件としていることもあり、保育・教育を幅広い視野から受け止め、実践していく素地ができています。また、発達障害等を疑われる幼児を含めれば、特別な支援を必要とする幼児はどの保育所幼稚園にも在籍している時代である。本専攻の特色である「障害」に関する学びは、正に保育・教育現場のニーズに応じた実際的で高い価値を有していると考えられる。

(2) 職業教育の効果の測定・評価と改善

令和2年度は一般財団法人大学・短期大学基準協会の「卒業生調査」と同時に本学作成の卒業生就職先企業アンケートを実施した。本学卒業生について満足している点の回答では、「責任感」、「意欲と熱意」、「素直さ」が多く。一方で満足していない点では、「特になし」や「未回答」が多かったものの、地域介護福祉専攻では「明るさ」、児童障害福祉専攻では「基礎学力・文章力」なども見られた。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦，一般，AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料，その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

(1) 入学者受入れの方針と学習成果の対応

教育目標と学習成果の到達目標及び学位授与の方針を達成するために、次の項目を入学者受け入れの方針としている。

本学では徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、豊かな人間性と高い倫理観を培い、誠実に生きる人材の育成をめざして選抜を行います。なお、保育・教育・福祉の従事者に不可欠な、健全な心と身体、高度な専門知識・技術と総合的実践力、思いやりと支え合いのやさしい感性を備えた人材の養成をめざします。従って、入学試験にあたっては、いわゆる学力のみならず、共生社会実現のための保育・教育・福祉の担い手となるべく、入学後真剣に専門分野の知識や技術を学ぼうとする情熱・意欲・感性をもつ者、あるいは今後それが期待できる者を選抜します。

こども未来学科

1. 乳幼児や障害児・者の保育・教育・福祉に関心があり、その充実・発展に貢献する意思のある人

2. 乳幼児や障害児・者に関わる諸問題や生活上の困難性への支援に関心のある人
3. 専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えた人
4. 乳幼児や障害児・者の保育・教育・福祉の学びに、主体的に取り組む意欲と情熱のある人
5. 保育・教育・福祉に関する学びと実習に積極的に取り組み、努力を惜しまない人
6. 保育・教育・福祉従事者にふさわしい人柄－感性・知性、やさしさ、思いやり、誠実さなどを備えている人、あるいはそれが期待できる人
7. 自身の生活や健康の管理を行い、心身ともに健やかに学生生活を送ることができる人

※令和3年度に福祉学科児童障害福祉専攻からこども未来学科に学科名称変更

(2) 入学者受入れの方針の学生募集要項への明示

「入学試験要項」の冒頭に受入方針（アドミッション・ポリシー）を示すことで、求める学生像等を明確にしている。さらに、総合型選抜入学試験では、「受入方針」の理解徹底を図るため、受験生全員に「総合型選抜入試事前相談会」への参加を義務づけ、重ねて説明を行っている。

受験生及び保護者に具体的・直接的に伝える手立てとして、「オープンキャンパス」「入試説明会」「学校説明会」「個別相談会」の機会を年間に多数設け、周知徹底に努めている。さらに、どの機会においても受験生及び保護者が個別に相談できる体制を整え、在學生や卒業生の声に直接触れる機会を設け、入学後の学びの成果がみえる工夫を加えながら丁寧に対応している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、年度当初、Web上での情報発信、動画配信による事前相談などから始めた。6月以後、可能な範囲で対面によるオープンキャンパスを徐々に導入、拡大し、698人の参加があった。

広報及び入試事務の中核は入試・広報課が担うが、入学試験当日の運営、事前事後の準備等については、学務課や総務課と連携・役割分担をし、事務局全体で組織的に対応している。

(3) 入学者受入れの方針における、入学前学習成果の把握・評価

入学前の学習成果の把握・評価については、「受入方針」の項目の中に、「専門的教育を受けるにふさわしい基礎学力を備えた人」の他、「関心のある人」「主体的に取り組む意欲と情熱のある人」を示している。この担保のために、各入学試験区分において、必要な出願資料の一つとして高等学校等からの調査書を必須とし、入学前の学習成果の把握・評価を行っている。また総合型選抜入学試験出願者には、あらかじめ示されたテーマに沿った課題小論文の提出も求めている。

(4) 入学者受入れの方針と入学者選抜の方法の対応

本学では、徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、豊かな人間性と高い倫理観を培い、誠実に生きる人材の育成を目指して選抜を行う。なお、教育・保健医療・福祉等

の従事者に不可欠な、健全な心と身体、高度な専門知識・技術と総合的実践力、思いやりと支え合いの優しい感性を備えた人材の養成を目指している。

入学試験にあたっては、いわゆる学力のみではなく、面接、書類審査、課題小論文などにより、入学後真剣に専門分野の知識や技術を学ぼうとする情熱・意欲・感性をもつ者、あるいは今後それが期待できる者を選抜している。

令和2年度からは児童障害福祉専攻においてTRY!テストを開始した。小論文課題を課し、合格者には入学時の入学金の減免を図った。38名が志願し、減免の対象とならなかった者も含め36名が入学に至っており、今後も入学者の拡大に向けて充実を図る予定である。

(5) 多様な選抜それぞれの選考基準と、公正かつ適正な実施

入学試験については、本学では①総合型選抜入学試験、②学校推薦型選抜入学試験（指定校制・公募制）、③植草学園大学附属高等学校特別選抜試験、④一般選抜入学試験、⑤社会人特別選抜試験、⑥帰国生徒特別選抜試験・外国人留学生特別選抜試験、⑦短期大学専攻科入学試験の多様な選抜方法を用意している。一般選抜入学試験においては、令和2年度より、国語または英語から1教科を選択し、英語検定2級以上の有資格者は学科試験を免除（みなし満点）することとした。選抜にあたっては、あらかじめ設定された基準等に沿って判定が行われている。可否の判定は、原則全員参加の教授会で行われる。判定の基準となる試験結果は、全教員に示されるため、判定にあたって何らかの恣意的な操作が入ることはない。上記①～⑦以外、平成21年度から千葉県離職者等再就職訓練事業による委託訓練生も受入れている。説明会の折に「受入方針」の周知を図った上で選考を行っている。

これらの周知にあたっては、入試・広報課を中心に、県内・県外の高等学校等との密接な信頼関係を築く努力を行っている。入試・広報課職員が高等学校等に出向く説明会の実施、進路指導担当者との密な情報交換等を通して「顔の見える関係づくり」を推進しており、こうした中で求められる学力等も含め、本学の受入方針を伝えている。また、高大連携推進委員会を通して、入試に関する意見聴取を行っている。

(6) 授業料、その他入学に必要な経費の明示

学費等納入金の内訳別の金額、その他必要な経費、減免や奨学金制度等に関する情報も併せて「入学試験要項」に明記している。

(7) アドミッション・オフィス等の整備

本学では、大学事務局入試・広報課が実質的な業務を遂行している。

(8) 受験の問い合わせなどへの対応

受験生の問い合わせに対しては窓口を「入試・広報課」に一元化し、受験生が目にする学校案内、ホームページ、入学試験要項等に連絡先とともに記載している。令和2年度はコロナ禍で受験生が直接オープンキャンパス等に行えない状況もあり、公式LINEによる問い合わせ受付も始めた。入試・広報課は複数の専任職員を配置し、平日は9時から17時

まで相談を受け付ける体制を整えている。また、教育内容等に関する専門的な問い合わせについては、必要に応じて同課と教員の密接な連携により対応している。

(9) 入学者受入れの方針の定期的な点検

大短運営会議で検討しているが、加えて関係する委員会（入試広報委員会，入試広報戦略委員会），教授会で検討している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

(1) 学習成果の具体性

建学の精神，教育理念ならびに学科，専攻課程の教育目的・目標に基づき，学生が修得すべき資質や能力を学習成果として定めている。

学位授与方針として大きく3点を下記のようにあげ，さらに各専攻で具体的に明示している。

1. 全ての人々から信頼される高い人間観・倫理観
2. 福祉や教育の従事者として必要な，福祉・教育の基本理念と専門的知識
3. 地域介護福祉・児童障害福祉の専門的技能と心豊かな人間性に裏打ちされたすぐれた実践力

地域介護福祉専攻においては，下記のように定めている。

(1) 高い人間観・倫理観

- ・他者に共感でき，相手の立場に立って考えられる。
- ・介護を必要とする人の潜在能力を引き出し，活用・発揮できるよう努力する。
- ・人権擁護の視点，職業倫理を身につけている。

(2) 地域介護福祉の基本理念と専門的知識

- ・介護実践の根拠を理解している。
- ・介護に関する社会保障の制度，施策についての基本的知識・関心を持っている。
- ・あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識が身につけている。
- ・利用者本位のサービスを提供するため，多職種協働によるチームアプローチの必要性を理解している。
- ・「介護福祉」の研究に関心を持ち，主体的に勉学を深めていける。

(3) 地域介護福祉に関する専門的技能と優れた実践力

- ・円滑なコミュニケーションの取り方の基本が身につけている。
- ・的確な記録・記述の方法がわかり，実践できる力を身につけている。
- ・あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の技術力が身につけている。

- ・利用者ができるだけ馴染みのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者一人ひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供する力を身につけている。
- ・他の職種の役割を理解し、チームに参画する力を身につけている。
- ・地域社会を常に意識し、介護問題解決に取り組むことができる。

地域介護福祉専攻では、地域福祉に根ざした介護福祉を学び、質の高い介護福祉士を世に送り出している。高齢化社会の中で、求められるニーズに応える学習成果は実際的で高い価値を有していると考ええる。

児童障害福祉専攻においては、下記のように定めている。

(1) 高い人間観・倫理観

- ・他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる。
- ・乳幼児等の気持ちや思いを受け止めることの大切さを理解し、共感し気持ちを分かち合うことができる。
- ・特別なニーズのある乳幼児等を始め、多様な人たちの存在を認め合える心を有している。
- ・人権擁護の視点、職業倫理を身につけている。

(2) 福祉や教育の基本理念と専門的知識

- ・障害のある人もない人も誰もが共に生きる共生社会の理念を理解している。
- ・乳幼児の保育・教育の意義や基本理念を理解している。
- ・保育分野における諸活動やその技術・方法等で、得意な分野を有しており、関係職員とのコミュニケーション能力や協働性を備え、協力しあう力・姿勢が身につけている。
- ・地域の子育て支援に関心を持つとともに、保護者の悩みを受け止めるためには円滑なコミュニケーションが大切であることを理解している。
- ・保育所・幼稚園・障害児施設等の関係施設や小学校等との相互交流・移行支援の意義を理解し、連携推進に関心をもっている。
- ・「幼児福祉」の研究に関心を持ち、主体的に勉学を進めていける。

(3) 児童障害福祉に関する専門的技能と優れた実践力

- ・乳幼児等の発達と生活に関する知識を基盤に、乳幼児等の育ちを見通しながら計画的かつ具体的に保育を構想する基礎的・基本的な力及び実践力を身につけている。
- ・障害のある乳幼児、外国籍の乳幼児等の特別なニーズについての基本的な知識とインクルーシブ保育や教育の理念を理解し、その実現のための基礎的指導・支援力が身につけている。
- ・障害等のために特別なニーズのある乳幼児・児童等に、適切な支援的対応をすることの意義を理解し、基礎的な支援的対応力を身につけている。

児童障害福祉専攻では、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状取得を卒業要件としていることもあり、保育・教育を幅広い視野から受け止め、実践していく素地ができています。また、発達障害等を疑われる幼児を含めれば、特別な支援を必要とする幼児はどの保育所・幼稚園にも在籍している時代である。本専攻の特色である「障害」に関する学びは、正に

保育・教育現場のニーズに応じた実際的で高い価値を有していると考える。

(2) 学習成果の一定期間での獲得可能性

地域介護福祉専攻における学習成果は二年間の介護福祉士教育カリキュラムの達成目標に準じている。また児童障害福祉専攻における学習成果も二年間の幼稚園教諭2種免許状と保育士資格のカリキュラムの達成目標に準じている。したがって、習得可能である。学年の前期・後期という一定期間の中での学習成果の獲得がなされていること、毎年度、学習の遅れを理由とする退学・休学・留年は1名いるかないかということなどが示すように、学習成果は達成可能であると受け止めている。

(3) 学習成果の測定可能性

本学では、試験、レポート等の直接評価や科目ごとの授業評価アンケート等の間接評価を実施しているが、アクティブ・ラーニング型授業の増加に伴い、成績評価を達成目標に沿ったルーブリックを用いて実施した。

地域福祉専攻では科目「介護過程Ⅳ」の事例発表でルーブリック評価を実施した。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

(1) 学習成果の獲得状況に関する GPA、国家試験合格率などの活用

学習成果を査定する方法として平成 22 年度から GPA を導入している。毎年度末に表彰される成績優秀者の選出などに活用している。平成 26 年には履修要項に「GPA を導入した成績評価」を記載して、学生に周知させている。

また学修成果の客観的指標として令和 2 年度より GPS-Academic を導入し、1 年前期の入学時点と 2 年後期の卒業時点の結果を基に、学修成果を確認していくこととした。

地域介護福祉専攻では、学びの総括として、国家試験がある。国家試験に関しては平成 28 年度入学生から始まり、令和 2 年 1 月の国家試験では 23 人中 2 名不合格で合格率 91.3% あった（養成校全体 80.0%，受験者全体 69.9%）。

ボーダーラインの学生に対して、今回の結果を踏まえ特論の持ち方を検討していく必要がある。ポートフォリオなど質的データを用いた学習成果の測定については、地域共生論などの科目レベルで導入している。

令和 3 年 1 月の国家試験では、合格率は 100%であった。

(2) 学習成果の獲得状況に関する自己評価等の活用

学修過程の自己評価を促す目的で、児童障害福祉専攻では履修カルテを保育士に求められる資質・能力も加味して改訂し活用し、「植草学園短期大学 幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための自己評価シート」を作成した。学生に単位取得状況及び、教職に必要な多様な能力や資質の評価を1年次末(令和元年度末実施)と2年後期(令和2年度後期予定)に実施し、学びの進歩の自覚を促す。これについてはその都度教員からのフィードバックも与えて学習意欲の向上を支えている。平成30年からは地域介護福祉専攻でも、同様の履修カルテにより、介護福祉士としての資質能力の進歩を自覚させることとした。1年生から開始し、卒業時までフォローして学習成果の不足分の強化を図る予定である。

学修成果としては、両専攻とも卒業研究を課しており、学生は自らの見出した課題を追求することで、本学での学びの総まとめを行なっている。

学生が学習成果をどうとらえているか、先のシートとともに令和元年度は卒業時満足度調査と同時に学習時間アンケートを行った。授業時間数が多く、アルバイトをしている学生も多いことから、学習時間を思うように確保できていない現状が結果から浮かび上がった。しかし、令和2年度に関しては、コロナ禍のため学生はアルバイトもままならず、一方で、オンライン授業が増えたため学習課題も多くなり、結果的に学習時間が増加した。

(3) 学習成果の評価の公表

ホームページ「教育情報の公表」により公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

(1) 卒業生の進路先からの評価

卒業生の進路先からの評価を各専攻で以下のように聴取している。地域介護福祉専攻においては、実習巡回指導時に管理者からの評価を聞き取るとともに、卒業生本人からも実習巡回指導、「職場を語る会」や同窓会において卒業後の状況を聞き取っている。児童障害福祉専攻においては、文部科学省採択 GP 事業の一環で卒業生のフォロー調査を行い、進路先幼稚園・保育園等から評価を令和元年度まで聴取していた。また、実習巡回指導時に管理者からの評価を聞き取るとともに、卒業生本人からも実習巡回指導、「職場を語る会」や同窓会において卒業後の状況を聞き取っていたが、コロナ禍のため令和2年度は実施していない。しかし、令和2年度は令和元年度卒業生の就職先アンケートを実施した。企業の重視する能力や態度、資質などとともに、本学卒業生に満足している点、不足している点などを調べた。本学卒業生について満足している点の回答では、「責任感」、「意欲と熱意」、「素直さ」が多く。一方で満足していない点では、「特になし」や「未回答」が多かったものの、地域介護福祉専攻では「明るさ」、児童障害福祉専攻では「基礎学力・文章力」なども見られた。

(2) 聴取した結果の学習成果の点検への活用

聴取結果はキャリア支援委員会で常に検討し、学習成果の点検・改善に活用している。具体的には、「ボランティア体験実習」「キャリアガイダンス」に加え、地域介護福祉専攻では「介護総合演習」、児童障害福祉専攻では「各実習事前指導」などの各科目を中心に、現場からの求めを紹介し、学生の意識の高揚を図っている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

授業評価や学生満足度アンケート等による学生の声に耳を傾けながら、学生目線で明確な指針となるような学習成果の示し方を検討していく。

また、「植草学園短期大学幼稚園教諭免許・保育士資格取得のための自己評価シート」、「ルーブリック評価」、「介護福祉士資格取得の履修カルテ」、GPA 等により学生の学習成果の獲得状況を常に把握し、各科目や教育課程全体と関連づけて教育課程の改善に結びつける。

国家試験の合格率を参考に、学習成果につながる教科内容の検討を行う。

また、両専攻ともアセスメント・ポリシーを策定したこともあり、より体系的な学習成果の把握・測定を進める上で、令和2年度には客観的な測定のためのアセスメント・ツールである GPS-Academic を実施した。

入試改革を踏まえ、今後の「入学者受入方針」については、入学試験要項に明確に示すとともに、学園のホームページに掲載し、県外の高等学校等にも広く周知するよう心掛けている。多様化する受験生への対応を検討しつつ進めてきているが、今後、さらに検討していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

履修要項（令和2年度）

学生生活ガイド

学生満足度アンケート

就職先からの要望意見等まとめ

卒業生アンケート

UEKUSA GUIDE BOOK 2020, 2021

オリエンテーション資料

学生カード

進路登録カード

進路一覧表(平成30～令和2年度)

進路ガイドブック(平成30～令和2年度)

GPA 一覧表
授業評価アンケート
授業評価アンケート結果
入学試験要項
FD 委員会議事録
FD 研修会記録
授業報告書
事務研修会資料
新任職員の集い資料
教職員の集い資料

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

(1) 学習成果の獲得に向けた教員の責任性

成績評価基準はシラバスに明記して学生に周知させている。シラバスに関しては教務委員会で記載内容の点検を行っている。成績評価基準に従い各授業担当教員は成績評価を行い、評価基準を満たした学生に授業科目の単位を認定している。なお、令和2年度入学生より、成績評価をそれまでの「優、良、可、不可」の4段階から「秀、優、良、可、不可」の5段階評価に変更した。

各授業科目の成績などは各専攻会議で報告される。専攻会議では授業科目担当教員、クラス担当教員より各学生に関して情報提供があり、学習成果とそれに至る状況を把握できる。

現場実習を除いた授業科目を対象に、学生による授業評価アンケートを毎年度実施している。アンケート結果ならびに設問ごとのレーダーチャートが企画課から各担当教員に返される。授業評価に基づき、各教員の授業改善計画等は、学生も閲覧できる図書館に保管される。

授業担当教員は、成績が十分でない学生に対しては、必要に応じて補習授業を行っている。特に国家試験対策の「介護福祉特論Ⅰ、介護福祉特論Ⅱ」では授業担当教員に加え、ゼミ担当（地域介護福祉研究）教員が連携して、成績改善に努めている。

なお令和2年度より、各教員は自分の授業について、そのねらいと背景となる基本的な教育理念、授業実施上の工夫、授業の成果などをまとめたティーチング・ポートフォリオを作成し、授業改善に活用している。

(2) 学習成果の獲得に向けた事務職員の責任性

事務職員は、教員と密接に連携を取りながら、学務課、実習支援室、学術情報室、キャリア支援課をはじめ、それぞれの所属部署の職務を通じて学習成果、教育目的の達成状況を把握し、必要な学習上・生活上の支援を行っている。学習支援や就職支援においては、入学の動機や目的を再確認し、学習意欲や資格・免許取得に向けて意欲を喚起している。また、卒業要件となる最低修得単位や資格・免許取得に必要な授業科目の提示など、学生に対して入学から卒業に至るまで丁寧な支援を心掛け、学習成果の獲得に向け大きな役割を果たしている。

(3) 学習成果の獲得に向けた施設設備及び技術的資源の活用

教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を以下のように有効に活用している。

<図書館>

図書館運営委員会委員（図書館長・教員・図書館職員）が中心となり、学生の学習向上のために蔵書の充実や利用ガイダンスの実施などの計画を立て、職員が支援サービスの実

施にあたっている。

また、図書館におけるラーニングコモンズの施設・設備の拡充を行い、90台の学習用PCを設置し、学生が授業課題や卒業研究論文の作成を行うための利用環境を整備している。本学の図書館は、放課後を中心に学生をアルバイトとして雇用しており、学生から意見や感想を聞きやすい状況にある。そのため、常に学生目線に立ったガイダンスや新着図書や館内のレイアウトを含め、大変わかりやすいセッティングがなされている。

ゼミや授業で図書館施設を使用することも多く、教職員も学生から意見を聞き取りやすい立場にいる。常時、学生からの希望図書の受付を行っている。また、ゼミ単位で論文検索などの指導を図書館職員が行っている。

〈PC室〉

PC64台を備え付けており、「コンピュータ概論」等の授業の他、学生は卒業研究の執筆に向けて、各教員は担当授業科目においてPC室を活用している。また、学習成果の獲得に向け、PCによる授業内容のプレゼンテーション、DVD活用、インターネット環境に接続したリアルタイムな情報活用などを行っている。

〈ピアノ練習室〉

個室の「ピアノ練習室」22室を用意し、学生が授業の空き時間に自由に練習できるようにしている。

〈スタジオ等〉

音楽やダンス等の指導のための「Mスタジオ」「Eスタジオ」「音楽室」をはじめ、実習・実技関係の施設設備も整っており、必要とする科目担当教員が学習成果の獲得に向けて有効に活用している。

〈情報機器の活用〉

本学では、ボランティア情報や就職活動における求人票はすべてシステムで管理しており、それらの情報に学生は自宅を含む学内すべてのPCからアクセスが可能になっている。そのため、積極的な活用を促している。また、情報委員会を中心に、学生のレポート提出・管理等もPCを活用できるシステムを整えつつある。

教員については、FD研修会等において、導入した機器（タブレット、電子黒板等）の講習会を実施し、職員も参加して技術の向上に努めている。

また、平成30年度より学内公開型無線LAN環境を整備し、授業での活用のみならず、学生が手持ちのタブレット端末を活用しながら学びを深めることができるようにした。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により、前期はすべての授業を遠隔とし、後期は遠隔、対面の混在授業とした。遠隔授業の実施については、4月当初に全学生に一律3万円の準備金を支給し遠隔授業への対応を行なった。また大学内に遠隔授業用の危機を整備したスタジオを設置し、遠隔授業をスムーズに行うために公開型無線LANの通信容量を増大する、学生が利用可能なタブレット60台、PC40台を準備した。遠隔授業は円滑に展開した。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習，学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて，学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて，学生便覧等，学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて，基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて，学習上の悩みなどの相談にのり，適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて，通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には，添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて，進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて，留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

- (1) 入学手続者に対する入学前の授業や学生生活についての情報提供
「入学前のしおり」を事前に送付し，情報提供を行っている。

- (2) 入学者に対する学習，学生生活のためのオリエンテーション

年度当初に，説明会（新入生には「オリエンテーション」，2年次生には「ガイダンス」）を実施している。両専攻とも，特色やカリキュラムの説明後，学生は自分の週時間割を作成するようにしている。その際，各種資格取得のための関連科目についての説明も同時に行うとともに，相談にも応じ，それぞれの選択科目の確認もする。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で，入学式を中止し，新2年次生のガイダンスは健康診断及び写真撮影以外は中止せざるを得なかった。新入生のオリエンテーションは同じく中止せざるを得ず，新入生の不安に少しでも寄り添うため，全員に担任から電話でのやりとりをした。また，4月下旬にオンライン「グーグルクラスルーム」に接続し，以降，オンラインでのガイダンスを複数回実施し5月連休明けの授業を迎えた。

- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習方法や科目選択のガイダンス
選択科目の意義や大切さについて，また，特別支援学校教諭二種免許状，健康管理士一

般指導員資格のように、資格・免許取得自体が選択の科目について、その取得に関しては丁寧な指導を心掛けている。また、学習の動機付けを図るために、カリキュラムツリーを提示し、年間計画を確認し、すべての授業科目が関連し合って資格・免許状の取得が可能になることを説明している。

(4) 学習成果の獲得に向けた学生便覧等の発行

学習支援の基本となる「履修要項」「時間割」を全学生に配布し、あわせて、タブレット端末等でも検索できるようにしている。

(5) 基礎学力が不足する学生に対する補習授業

1年次には、担任制を導入しており、各担任が出席状況、GPAを把握し、学習成果の獲得に向け支援を行っている。2年次にはゼミに分かれ、ゼミ担当が学習上の問題、悩み等に応じている。さらに、学生相談室を設け、担任以外の者（臨床心理士、外部相談員）による相談窓口も準備している。

基礎学力が不足していると思われる学生には、クラス担任やゼミ担任を中心に、学生の“困り感”を踏まえ、ニーズに応じた個別的な支援を実施している。また、児童障害福祉専攻では、実習前に支援が必要と思われる学生には、「記録簿・指導案作成講座」を開講している。

(6) 学習上の悩みなどへの適切な指導助言を行う体制

年度当初に新生にアンケートにより学習上の悩みや戸惑い等を尋ね、クラス担任が支援し、その後の学習上の悩みについては、クラス担任、ゼミ担任を中心として支援を行っている。各専任教員は「オフィスアワー」を設け、学生が相談できるようにしている。非常勤講師の「オフィスアワー」も担当授業日に設定することで、すべての教員が学生の相談に応じている。

(7) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援

進度の速い学生や優秀な学生に対しては、組織的な対応は行っていないが、1年次から各種資格の取得等を奨励したり、公務員試験対策講座、公開講座や学会等への参加を案内したりする支援を講じている。これまで教員がボランティアで実施していた「教員採用試験講座」については、令和2年度から「植草学園大学・植草学園短期大学教職・公務員支援センター」を設立し、教員採用試験、保育士公務員試験への挑戦を奨励していった。その成果として公務員保育士は12名と大幅に上昇した（令和元年度7名）。

また、2年次では、土曜日を開講している特別支援教育関連科目の履修を促し、学生に応じて大学の科目等履修や大学編入等を奨励し、その準備を支援している。令和2年卒業生で科目等履修生となったのは8名である（令和元年度12名）。

あわせて、本学が開催する公開講座への参加も奨励している。2年次のゼミでは卒業研究の支援を行っており、平成28～30年度で、地域介護福祉専攻の学生の卒業研究論文を千葉県老人保健施設協会、千葉県老人福祉施設協会の事例発表会で発表し、それぞれ高い評価を受けてきた。令和元・2年度は学生の発表の募集がなかった。

(8) 留学生の受入

留学生の受け入れについては、地域介護福祉専攻において「社会人特別選抜試験」の枠で1名受け入れていて平成30年3月卒業し、施設職員となった。それ以降留学生の入学はない。求めがあれば、「外国人留学生特別選抜試験」制度で対応できるようにしている。

(9) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づく学習支援方策の点検

平成29年度より児童障害福祉専攻、平成30年度より地域介護福祉専攻で全学生の履修カルテを作成し、教員と学生双方向で個々の学びの確認をしている。これらの集計、分析及び入学時データ、授業評価アンケート、学生満足度アンケート、卒業時アンケート等各種データを基に、教務委員会とIR担当部門で学習支援についての方策を点検する準備を行っている。加えて、GPS-Academicの結果等をどうクロスさせながら分析を進めるのか今後の課題になっている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

(1) 学生の生活支援のための教職員の組織の整備

学生サービスや厚生補導については学生委員会が、各専攻から選出された教員と学務課職員で構成される常設の委員会で、毎月1回定例委員会を開催し、審議している。

(2) 学生が主体的に参画する活動の支援体制

学生委員会は、学生の自治的な組織「学友会」の活動を同敷地内にある大学とも歩調を合わせ、全面的に支援している。

厚生補導の一環として、学生委員会で編集した「学生生活ガイド」を新生に配布し、①社会生活とマナー、②日常生活での防犯対策、③健康管理のためのアドバイス、④交通事故防止、⑤トラブル回避・解消法、⑥もしものときの防災対策などの周知をするとともに、履修要項の学生生活の手引きの中でも薬物乱用、犯罪被害、悪徳商法、事故防止、災害被害に対する記載をして、毎年新生に向けてガイダンス等で注意喚起をしている。

クラブ活動は、大学・短大の垣根を越えて組織できるようになっており、5名以上の同好者と顧問教員がいれば設立できる。ボランティアサークル、ダンスサークル等が設立され、短大生も限られた活動時間の中、活発に取り組んでいる。サークル棟を2棟（2階建・各棟10室・エアコン設置）設置しており、各サークルの活動拠点として機能している。

学友会は、平成22年度に、植草学園大学・植草学園短期大学の学友会が合体して、一つの組織になった。共通する学園行事や活動（学園祭「緑栄祭」、学友会総会など）、別々に実施される行事や活動（新生歓迎行事、卒業関連活動、予餞会など）には、大学・短大がそれぞれ役割を分担して取り組んでいる。首尾良く遂行できるよう、各担当教員を中心に、支援体制を講じている。学友会活動は学生の主体的な取組で、活発な企画運営が行われるようになってきている。

(3) 学生食堂、売店等、学生のキャンパス・アメニティへの配慮

学生食堂として、レストラン（Ku-Su・Ku-Su：L棟、学生Bar（パール）：A棟学生ホール内）、コーヒーラウンジ（カフェ・ロッサ：L棟）等を設けている。

また、売店（購買）はL棟1階に設けたコンビニエンスストア風の店で、「U-ショップ」と名付けている。学用品をはじめ、茶菓・コピーカードなど多品種にわたる物品を取り揃えて便宜を図っている。

キャンパスは、四季折々の花が楽しめる自然に恵まれた環境にある。学生の休息のために、学生ホール・屋外ベンチと芝生がある。また、テニスコート、バスケットボールコートなどもある。

(4) 宿舎が必要な学生への支援

他県の学生又は県内であっても通学が不可能な学生に対しては、学務課が窓口となり不動産業者の紹介を行っている。

(5) 通学のための便宜

平成 26 年 6 月から、通学バスが民間の公共交通機関として路線化され、JR 千葉駅まで延伸され、また途中停留所も設置され、交通の便が拡充された。平成 28 年度には、学園の入口にバスロータリーを設置し、より安全に運行ができるようにした。定期券代に学園から補助を行い、学生の負担軽減を図っている。

近年、自転車通学が増えたこともあり、駐輪場の整備を進めた。また、希望があれば自家用車・オートバイ等による通学を認めている。ただし、駐車場や駐輪場は完備しているが、収容台数に限度があるので、届出による許可制としている。なお、令和元年度末には学生から要望の多かった学生駐車場の舗装・整備を行った。交通ルールや交通マナー、事故防止については、特段の注意を喚起している。

(6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度

奨学金は、外部奨学金（日本学生支援機構、千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金、自治体による保育士修学資金等）の他、本学独自の奨学金制度として、学校法人植草学園植草こう特別教育資金がある。令和 2 年度から高等教育の修学支援新制度が始まり、給付型奨学金と授業料の減免が導入された。同制度の実施に伴い、本学独自の学校法人植草学園奨学金は令和元年度をもって廃止となった。また、在学生対象スカラシップ制度で 1 年次における成績優秀者（上位 5%以内）に対し、翌年度に 20 万円の奨学金を給付している。

地域介護福祉専攻では、令和元年度入学生の中に生命保険協会、津久井督六記念財団から介護福祉士養成給付型奨学金制度を活用し学習している学生もいる。平成 29 年度から福祉施設でアルバイトをする学生を支援するために、ワーキングスタディ生と称し、入学金の減額、時間割の工夫、アルバイト先との調整を行っている。令和元年度入学生では 4 名のワーキングスタディ生が活躍している。令和 2 年の新型コロナウイルス感染症流行の中、施設のご協力によりワーキングスタディ生は働き続けることができた。

児童障害福祉専攻においても、令和 2 年度から生命保険協会の奨学制度の対象となり、活用している学生もいる。

令和元・令和 2 年度奨学金 採用状況

項目	名 称	年度	1 年生	2 年生	専攻科	計
外部奨学金	日本学生支援機構奨学金（貸与型）	R1 年度	27	39	0	66
		R2 年度	23	20	1	44
	高等教育の修学支援新制度 （給付型奨学金・授業料減免）	R2 年度	13	5	0	18
	千葉県介護福祉士修学資金	R1 年度	9	10	0	19
		R2 年度	0	9	0	9
	津久井督六記念財団奨学金	R1 年度	1	0		1
		R2 年度	0	1		1
	生命保険協会 介護福祉士・保育士 養成給付型奨学金	R1 年度		1		1
R2 年度			2		2	

	千葉県保育士修学資金	R1年度	15	19	0	34
		R2年度	10	15	0	25
	千葉市保育士修学資金	R1年度	9	9	0	18
		R2年度	7	8	0	15
	茨城県保育士修学資金	R1年度	1	0	0	1
		R2年度	1	1	0	2
船橋市保育士修学資金	R1年度	1	1	0	2	
	R2年度	1	1	0	2	
独自奨学金	学校法人植草学園	R1年度	1	2	0	3
	植草こう特別教育資金	R2年度	0	0	1	1
	学校法人植草学園奨学金	R1年度	0	0	0	0
	在学生対象スカラシップ制度	R1年度		4		4
		R2年度		5		5

(7) 学生の健康管理，メンタルヘルス，カウンセリング体制

健康管理室は，学生・教職員の健康管理の一翼を担う施設として気軽に利用されており，心のよりどころ・休憩室としても活用されている。保健師1名，非常勤看護師1名が常駐している。学内カウンセラー3名に加え，週1回であるが，外部からのカウンセラー1名も配置し相談に応じている。学校医としては，本学保健医療学部所属の医師免許を保有する教員を委嘱している。

また，学内で体調が悪くなった場合や負傷したときの応急看護，健康診断や検査，健康相談など，学生が学園生活を安心して過ごせるよう健康管理面から支援している。

ケガや体調管理に関しては，以下のような支援等を行っている。

- ・通常業務 — 軽度のけがや腹痛・頭痛などの場合には応急処置をしている。
また，大きな事故や救急患者発生の場合には，学務課と連携し，救急車や近隣病院への手配等を行っている。
- ・定期健康診断 — 学生の健康管理のために，学校保健安全法に基づいて，4月に実施している。
- ・各種検査 — 実習を行う場合に必要となる，腸内細菌検査（検便）やその他の検査を，健康管理室を通して検査機関に依頼し実施している。
- ・感染症対策 — 平素から感染症予防のために，掲示物を通して啓発活動に積極的に努めている。特に麻しん及び風しん対応については，実習先への対応も含め，きめ細かに実施している。
- ・健康相談 — 心身の健康に関する相談を随時行っている。健康管理室が窓口となり，学内外のカウンセラーともタイアップして，学生のニーズに応じて対応している。

メンタルヘルスケア・カウンセリングに関しては，学生の抱える問題や悩みは様々であり，その内容等により，クラス担任やゼミ担当教員，キャリア支援課・カウンセラー・健康管理室の職員が主となり対応している。学生は，クラス担任やゼミ担当教員に相談することが多いが，内容によっては，クラス担任等でない教職員に相談を希望する学生もい

る。「話しやすい先生を選んで相談を」という姿勢で、全教職員が対応している。その結果、必要があれば専攻会議等で報告し、対応方法の共通理解を図る。「アットホーム」な短大であり、日常的に教職員同士の連携もとれる。

また、相談内容に応じて、専門機関・病院等の紹介なども行っている。なお、健康管理室職員（保健師、看護師）から、クラス担任や各専攻関係者に適宜連絡を取り、連携・協力し合い、学生が快適な学園生活を送れるように支援している。学生個々の個人情報については、慎重な取り扱いをするよう配慮している。

令和2年度には新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、学生が校内に入構できない時期もあったが、電話やメールで相談を受け付けた。

（8）学生生活に関する学生の意見や要望の聴取

学生生活に関する学生の意見・要望等はクラス担任やゼミ担任等による聴取はもとより、投書箱への投書や年度末に実施される学生満足度アンケート等により、常に受け止め反映できる体制を整えている。1年生には入学直後にアンケートを実施し、生活上の悩みや戸惑い等に必要な支援的対応を丁寧に行っている。

（9）留学生の学習・生活支援体制

現在留学生はいない。

（10）社会人学生の学習支援体制

社会人学生の受け入れは積極的に進めており、入学試験でもその特別枠を用意している。入学後は、「社会人学生」ということでの特段の分け隔ては行っていない。若い学生の仲間として自然に溶け込み、その学習態度は若い学生たちの模範となるなど、よい影響を与えている。学習支援体制については、各教員のオフィスアワーで個別に対応している。ハローワーク紹介の社会人(委託訓練生)が増えていることもあり、様々な要望を聞く会を設定している。

（11）障害のある学生への支援体制

障害等により支援を必要とする学生への対応については、教職員サポートチームを組織し、それぞれの障害の程度に応じて支援体制を検討し、支援にあたっている。病気療養中や経過観察中の学生及び障害等があり原則として本人が支援を受けることを希望する学生に関しては、常設委員会の「障害のある学生支援会議」及び「健康管理委員会」を中心に必要な支援を行う体制を整えている。「障害のある学生支援会議」においては、入学・修学・学生生活・キャリア支援・実習・施設設備・修学支援に関する経費・その他学生生活の支援に係る必要な事項等について審議している。また、健康管理委員会及び健康管理室では学生の状況の把握に努め、相談に応じるとともに、本人の了承を得ながら関係職員と密な連絡をとり、必要な支援を行っている。

介護福祉士国家試験受験資格、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得が卒業要件となっているため、身体に重い障害のある入学者はいない。一方、軽度の聴覚障害のある学生やいわゆる発達障害及びそれを疑われる学生支援については、担任やゼミ担当が個別的

な支援を行いつつ、保護者とも連携しながら、より適切な支援的対応となるようにしている。なお、スロープ、点字表示や点字ブロック、エレベーター、障害者用トイレ等は完備しており、障害のある学生はもとより、障害のある訪問者にもバリアフリーとなっている。また、AEDは5ヶ所に設置している。

平成28年度に聴覚障害の学生へのコミュニケーション支援として、手話通訳やノートテイクの代替として、会話の文字化アプリUDトークを導入した。平成29年度からは法人契約し、ゼミ等でのグループ討議や会議の議事録作成等様々に活用をしている。平成31年2月には学生向けのノートテイク講習会を実施した。

令和元年度には障害のある学生支援会議において「障害のある学生支援ガイドライン」を策定し、パンフレットも作成され、令和2年度に全教員・学生に配布するなど幅広く周知された。

(12) 長期履修生受入体制

長期履修生については、受け入れ体制は整っているが、現在まで履修者はいない。

(13) 学生の社会的活動の積極的な評価

平成21年度からキャリア支援課をボランティア活動の窓口とし、ボランティア担当係やボランティアコーディネーターを配置するなどして、キャリア支援室はもとより、学内掲示板等に地域の福祉関連団体、福祉・教育現場等からの案内を掲示し、併せて授業等においてもアナウンスを行い、積極的な参加を促している。これまで、東日本大震災被災地支援・関東東北豪雨被災地支援をはじめとして、学校・施設・保育現場で積極的に展開されている。また、これらボランティア活動は、「地域共生論」「ボランティア体験実習」という科目の中で単位化し、その活動を正當に評価するとともにさらなる活発化を期待している。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

(1) 就職支援のための教職員の組織の整備

進路支援のためにキャリア支援委員会を組織し、年間計画や折々の取組の方針等々を検討し、その方針のもとで、キャリア支援課と連携し全教職員が一丸となって、支援の具体化を図っている。

キャリア支援課は学生の直接的な就職相談及び就職試験対策の支援として模擬面接・履

履歴指導等を展開するとともに、以下の業務を行っている。

〈求人票の発送・受付・掲示・管理〉

求人情報のシステム上の管理及び Web 上の配信。ゼミ担当教員に求人情報配布。本学の就職支援を紹介する「キャリア支援リーフレット」と「求人のご案内」を作成し、求人票と一緒に求人先に送付している。リーフレットは学校説明会でも配布している。

〈求人先訪問〉

採用実績施設を訪問し、求人先の維持活動を実施している。新規開拓についても今後検討していく。

〈就職関係書類の交付手続・配布・保管〉

「進路登録カード（兼求職票）」の配布・保管、推薦書の発行手続等を実施している。

〈調査・統計〉

求人動向・専攻ごとの就職内定状況等の各種調査統計を実施し、文部科学省、公共職業安定所他学外機関への回答等を行っている。

(2) 就職支援のための施設の整備

キャリア支援課の学生用の就職情報提供機器として、PC4 台がある。資料として、①書籍・参考書、就職関係書籍、問題集、地図等、②年度別求人票一括ファイル、施設種類別求人票ファイル、求人先別個別ファイル、個別求人票（室内の掲示板）、③その他として、大学編入案内、専門学校案内、施設パンフレット・募集案内等を備えている。

求人資料の設置スペースを増設し、求人資料を施設種類別、五十音順に配置したことで、資料を探しやすいように改善した。また、PC 設置数を増やし、情報収集をしやすくした。閲覧テーブル・椅子も増設したことにより、閲覧時の混乱も解消された。また、自宅の PC から求人情報を検索できるようになり、学生の就職情報へのアクセスは格段に容易になった。

1 年生では U.navi（学内情報システム）上の「キャリアデザイン・ポートフォリオ」を活用し、幅広くキャリアについて学びつつ、2 年生には「進路ガイドブック」を配布し、より実践的な就職支援を展開している。年度末には、専攻ごとに展開される「キャリアガイダンス」（必修）の中で卒業生の進路先動向を分析した結果を踏まえた就職活動支援を行っている。

また、教員、公務員（保育士）への就職を支援するため、令和 2 年度より「教職・公務員支援センター」が発足した。このセンターでは 1 年時から継続的な講座を開設し、教職、公務員への就職支援を行うものである。従来キャリア支援課に配置されていた教職支援コーディネーターはこのセンターでセンター教員と連携をとって業務を行うこととした。その成果により、令和 2 年度は公務員保育士の就職が増加した。（令和元年 7 人から令和 2 年は 12 人）。

(3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援

教職員による就職ガイダンスの他に、「卒業生の話を聞く会」「現場の先生の話聞く会」「作文添削」「公務員試験対策講座」「保育士採用模擬試験」「マナー講座」及び「内定者報

告会（1年生対象）」「ストレスマネジメント講座」「アサーティブ講座」を専攻別に実施している。なお、平成19年度から「ジョブカフェ千葉（ちば若者キャリアセンター）及びハローワークと連携して「模擬面接講座」を実施している。

児童障害福祉専攻では7月に「合同就職説明会」を実施し、保育所、幼稚園、施設等約70の参加があり、学生とのマッチングのみならず、1年生にとっては様々な施設の特色を学ぶいい機会となっている。また、運営も可能な限り学生主体で行っており、ビジネスマナーを含む幅広い学びが実現している。

キャリア支援課とゼミ担当教員は、常時、就職相談と求人情報の提供紹介と個別相談、履歴書・作文等の添削、模擬面接等を連携して行っている。

大学編入など進学希望者に対しても、ゼミ担当教員と入試・広報課が連携し、希望にそうよう丁寧に支援している。

（4）学科・専攻課程ごとの卒業時の就職状況の分析・検討

令和元年度の就職内定率は地域介護福祉専攻 95.7%、児童障害福祉専攻 97.6%であった。令和2年は新型コロナウイルス感染症流行の行動制限がかかる中、地域介護福祉 100% 児童障害福祉専攻 100%であった。そのうち、取得資格を活かした専門職就職率は、地域介護福祉専攻、児童障害福祉専攻共に 100%であった。

（5）進学・留学支援

進学・留学を希望する学生については、各ゼミ担任が個別に指導している。進学者は地域介護福祉専攻 0人、児童障害福祉専攻 11人（進学者の内訳：専攻科への進学者数 4名、専攻科・科目等履修生数 3名、科目等履修生 4名、編入学者数 0名）であった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

今後、児童障害福祉専攻では、公務員試験への受験者をさらに増やせるように、学生への周知の方法の工夫や各ゼミレベルでの個別的な相談・支援も充実させていく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特になし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の 実行状況

- ・前回の認証評価時に記載した基準Ⅱ教育課程と学生支援の行動計画
教育課程

教育課程の編成や実施に関しては、引き続き、シラバスへの記載事項、科目の改編、学生の負担減などの検討を進める。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）について、引き続き外部への周知方を徹底する。学生の卒業後評価の取り組みに関しては、進路先が求める人材像を鮮

明にし、教育課程に反映できるよう、調査・聴取内容を検討して実施する。

学生支援

施設・設備の老朽化・新しい機材への更新・図書館の蔵書の補充など、学生の意向も把握して検討し、必要な対応を取るようにする。特に公開型無線 LAN を活用した授業や障害を持つ学生への授業支援が課題となっており、老朽化した無線 LAN の更新を図っていく。

また心身に問題のある学生への対応をさらに充実するため、専攻会議等で課題を共有するとともに、早い段階で学生の困り感等を把握し、学生相談室との連携体制を見直していく。悩み等を抱える学生への支援に関して、専攻会議等で課題を共有するとともに、早い段階で学生の困り感等を把握し、適切な支援的対応ができるようにしていく。

学習成果の獲得に向けての学生の生活支援については、学生の声・様子を受け止め、さらにきめ細やかな改善を適宜行っていく。

・上記行動計画の実行状況

教育課程

平成 30 年に文部科学省の幼稚園免許に関する再課程認定を受け承認され、令和元年度入学生より実施した。これに伴い、科目等を改編するとともに、シラバスの記述もより詳細にした。また授業のナンバリング、カリキュラムツリーを整備し、履修要項に掲載し、学生の理解を図った。

アドミッション・ポリシーはオープンキャンパスや高大連携などの機会に引き続き周知を図っている。卒業後評価も引き続き行っている。

学生支援

公開型無線 LAN 環境については平成 30 年に短大棟の改善を行なったところであるが、令和 2 年度はコロナ禍で遠隔授業の実施を余儀なくされたことに伴い、さらに学内の公開型無線 LAN 環境の整備、見直しを行なっている。

障害のある学生への対応は「障害等のある学生等支援会議」において個別の対応検討を行い、授業担当者（常勤，非常勤）への配慮の依頼を行っている。また悩み等を抱える学生については、外部カウンセラーに対応いただいているが、より細かな対応のためその日数を増やすことが必要となっている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教育課程

教育課程を引き続き見直し、学生の負担減に努める。

学生支援

令和 2 年に発足し、大きな成果を示した教職・公務員支援センターと連携し、学生の公務員就職、教員就職を引き続き支援していく。外部カウンセラーの日数増を検討する。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

専任教員個人調書・教育研究業績書

非常勤教員一覧表

植草学園短期大学紀要

教員の年齢構成

外部研究資金の獲得状況一覧表

専任職員一覧

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位，教育実績，研究業績，制作物発表，その他の経歴等，短期大学設置基準の規定を充足しており，それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は，学位，研究業績，その他の経歴等，短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用，昇任はその就業規則，選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

(1) 教員組織の編制

教員組織は，教育課程編成・実施の方針に基づいて整備されている。学科及び両専攻の教員組織は，次のように編成している。学科には学科長，各専攻には主任が置かれ，各専攻教員を統括している。

令和2年5月1日現在（人）

教員組織の概要	学科等の名称	専任教員等					基準数 (うち教授数)
		教授	准教授	講師	助教	計	
福祉学科	地域介護福祉専攻	2	2	0	0	4	7 (3)
	児童障害福祉専攻	6	4	0	1	11	8 (3)
	小計	8	6	0	1	15	15 (6)
	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数	—	—	—	—	—	3
	合計	8	6	0	1	15	18

(2) 短期大学設置基準に定める教員数の充足

今年度の福祉学科の教員数は15名である。児童障害福祉専攻教員は11名であり、短期大学設置基準を満たしている。今年度末廃止予定の地域介護福祉専攻については、学生の募集停止届を文部科学省に提出した際に、教員数について確認し、在学生（2年生15名）の授業に差し障ることのない人数（教員数4名）とすることとした。

(3) 専任教員の職位の短期大学設置基準の規定の充足

専任教員の職位は、短期大学設置基準に基づき、「植草学園短期大学教員選考規程」を定め、それにより審査・決定し、充足している。

(4) 教育課程編成・実施の方針に基づく専任教員と非常勤教員の配置

学科及び両専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて、科目担当者には専任教員の他に適任の非常勤講師を配置している。

(5) 短期大学設置基準の規定に基づく非常勤教員の採用

非常勤講師については、人事委員会で、提出された業績調書・履歴書等で資格審査をして判断し、適任であれば依頼するようにしている。結果は教授会で報告する。

(6) 補助教員等の配置

授業科目「家事生活支援技術Ⅱ」「子どもの食と栄養」においては、それぞれ1名と2名を「非常勤助手」として補助教員を配置し、担当非常勤講師の授業補助を行い、学生の学習成果の向上に努めている。

(7) 就業規則、選考規程等に基づく教員の採用・昇任

教員の採用・昇任は、同規程と「学校法人植草学園職員就業規程」に基づいて行っている。教員の採用については、公募を原則とし、選考条件等を人事委員会で審議する。応募者について資格審査を行い、人事委員会において、出席委員の3分の2以上の賛成をもつ

て決定し、教授会への報告後、理事長の決裁を得て発令手続きを行っている。昇任人事については、人事委員会において日程を審議した後、専攻ごとに、候補者の有無を教授で構成する専攻会議で検討し、候補者があれば、専攻主任から推薦する。その他は、採用人事に準じて行っている。

なお、令和2年度より教員の活動評価（研究、教育、短大運営、社会的貢献の4側面）を行い、学科長が学長に推薦する形で、評価を処遇に反映させることとした。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

(1) 専任教員の研究活動とその成果

本学専任教員は、植草学園大学の教員との共同研究の取組等も含め、教育課程編成・実施の方針に基づき、それぞれの専門領域において以下に示すように研究業績を積み重ねている。

専任教員の研究状況 令和元年度～令和2年度

学科名	氏名	職名 (平成30年度)	研究業績				国際的 活動の 有無	社会的 活動の 有無	備考
			著作	論文	学会 発表	その他			
福祉 学 科	布施 千草	教授	1	3	0	6	無	有	
	松井 奈美	教授	0	0	0	41	無	無	
	井口 ひとみ	准教授	0	0	0	7	無	有	
	中西 正人	准教授	0	0	0	3	無	有	
	中澤 潤	教授	2	2	2	1	無	無	
	山本 邦晴	教授	2	0	0	0	無	無	
	佐藤 慎二	教授	5	7	0	68	無	有	
	松原 敬子	教授	6	3	5	50	有	有	
	植草 一世	教授	0	4	9	7	無	有	
	堀 彰人	教授	2	0	0	34	無	有	
	久留島 太郎	准教授	1	2	4	48	無	有	
	田村 光子	准教授	0	0	1	75	無	有	
	相磯 友子	准教授	3	1	0	4	無	有	
	根本 曜子	准教授	1	3	0	4	無	有	
長嶺 章子	助教	0	1	2	1	無	無		

(2) 専任教員の研究活動の公開

各教員の研究活動については、自己点検・評価報告書の中に記載するとともに、主要なものについては本学 Web 上で公開している。

(3) 専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得

専任教員の科学研究費補助金、外部研究費等の獲得状況は以下のとおりであり、科学研究費の申請数を増やすために、平成30年度から、科学研究費の申請結果がA判定であった者には5万円、採択に至った者については10万円が採択期間中上乘せされることとしている。平成30年度の科研費申請は2件で新規採択が1件、令和元年度は申請なし、令和2年度は申請が1件である。

外部からの研究資金の調達状況（科研費等の採択状況）

平成30年度～令和2年度

年度	研究代表者及び研究分担者氏名	所属	研究費等の種別	研究課題名	採択金額
H30	中澤潤	植草学園短期大学	科学研究費 基盤研究 (C)	乳児期からの縦断的検討による幼児の自己制御の先行要因の解明	4,420,000 円
R1	布施千草 根本曜子 清宮宏臣 山田美知代	植草学園短期大学	地域生活研究所	災害時における要配慮者への支援の在り方	480,000 円
R1	長嶺章子	植草学園短期大学	日本私立学校振興・共済事業団 2019年度女性研究者奨励金	保育者養成研修のインストラクショナル・デザイン	400,000 円
R1	植草一世 堀彰人 松原敬子 栗原ひとみ 安藤則夫 園川緑	植草学園短期大学 植草学園大学 帝京平成大学	全国保育士養成協議会関東ブロック研究助成金	授業や学修活動において学生が体験的に「幼児期の終りまでに育てほしい姿」を学ぶための多様性の意義	300,000 円

R 1	吉永真理 田村光子	昭和薬科大学 植草学園短期大学	大川情報 通信基金 研究助成	情報プラット フォーム構築 による子ども の SOS 支援の 仕組みの検証	1,000,000 円
R 2	植草一世 金子功一 松原敬子 栗原ひとみ 金子智栄子	植草学園短期大学 植草学園大学 植草学園短期大学 植草学園大学 文京学院大学	日本保育 者養成教 育学会研 究助成	ビオトープの 自然体験を重 視した新たな 実習教育の構 築—「幼児期 の終わりまで に育ててほ しい姿」を指 標にした保育 科学生・教員 ・幼児の相互 の学びに焦点 をあてて—	1,000,000 円

(4) 専任教員の研究活動に関する規程の整備

本学は学内共同研究を促進・支援している。「植草学園短期大学共同研究規程」を設け、規定に基づき「共同研究実施申請書」等の関係書類提出後、研究委員会で審査を行い、研究経費を配分することとしている。

専任教員の学内共同研究費助成を利用した学内共同研究は、次の表のとおりである。

学内共同研究（学内共同研究費助成利用）令和元年度～令和2年度

年度	研究課題	研究者氏名
R1 R2	本学における防災・減災教育の取り組み *～その8～ *～その9～	*布施千草, 清宮宏臣, 山田美知代, 根本曜子, 山口温子, 平井敏一, 藤田孝明 *布施千草, 山口温子
R1	ブランディング研究【2-1 題目】 乳幼児期から接続期における保育・教育現場での基礎的環境整備と合理的配慮に関する実証的研究	代表：廣瀬由紀 實川慎子, 久留島太郎
R2	行事実習において学生が体験的に「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿」を学ぶための多様性の意義	松原敬子, 植草一世, 金子功一

	学生が体験的に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を学ぶためのビオトープ活用の意義 ー附属園のビオトープ作りー	植草一世，金子功一，横田耕明，植草泰憲，松原敬子，栗原ひとみ，早川雅晴，安藤則夫
	園庭におけるビオトープづくりの取り組みから「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を指標にした学生の体験的な学び ～「言葉による伝え合い」について～	栗原ひとみ，植草一世，金子功一，金子智栄子，松原敬子

また、専任教員の研究活動に関する規程として、「教員研究費及び教員研究旅費について」が定められており、これに基づき、所定の研究費・研究旅費を配分することにより自由な研究活動を促進・支援している。主な成果は以下のとおりである。

学外研究者との共同研究 令和元年度～令和2年度

年度	研究課題	研究者氏名
R1	保育者が保育を面白がるようになるプロセスの検討	代表：久留島太郎 田島大輔（和洋女子大学）

その他の研究活動・表彰等 令和元年度～令和2年度

年度	研究課題	研究者氏名
R1	こども環境学会 2019年大会ポスター発表 「千葉市におけるわかばこどものまちC B Tの取り組みから一遊びながら社会を学び，つながる・被災地熊本と子どもたちの交流ー」 優秀ポスター発表賞	田村光子（研究代表者） 田中照美（共同研究者）
R2	「園の実践知：園における遊びや生活の指導とリスクマネジメント」 （公財）野間教育研究所幼児教育研究部門研究員として参画	代表：秋田喜代美 箕輪潤子，境愛一郎，宮田まり子，大澤洋美，久留島太郎

（5）専任教員の研究倫理遵守のための定期的な取り組み

平成27年7月に「植草学園短期大学研究倫理規程」を定め、外部委員が加わった研究倫理委員会を発足させて、科研費申請等について倫理審査を行っている。

また、同じく平成27年度から「CITI Japan e-learning（研究倫理教育教材）」の受講を義務づけている。

（6）専任教員の研究成果を発表する機会の確保

本学では、教員の研究成果を発表する機会として、研究紀要を毎年発行している。令和

元年度～2年度の紀要の論文タイトルは以下のとおりである。

植草学園短期大学紀要論文タイトル一覧 令和元年度～令和2年度

年度	タイトル	著者
R1	介護福祉士養成短大女子学生のキャリア意識の変化と今後の課題 ～ライフキャリアレインボーの分析から～	川村博子
	保育者が保育を面白がるようになるプロセスの検討（1）	久留島太郎，田島大輔
	ソーシャルメディアによる手あそび歌の情報拡散における問題点	長嶺章子
	本学における防災・減災教育の取り組み（その8） — 災害・緊急時の専門力・人間力の育成 —	布施千草，清宮宏臣，根本曜子，山田美知代，窪谷珠江，平井敏一，藤田孝明，山口温子
	学生が体験的に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を学ぶための多様性のある授業の意義Ⅰ	植草一世，金子功一，栗原ひとみ，園川緑，堀彰人，松原敬子，山本邦晴，安藤則夫
	学生が体験的に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を学ぶための多様性のある授業の意義Ⅱ	金子功一，山田千愛，植草一世
	「発達障害に関する科目」及び「魔法のプロジェクト参加」によるICT活用可能な教員養成の取り組み — 植草学園大学・短期大学での教員養成におけるICT活用の可能性Ⅱ —	加藤悦子，高橋知司，佐藤慎二
	自他ともに大切にできる集団作りのための支援の工夫 — インタビューを基にしたリーフレットの作成と活用を通して —	糸井順子，佐藤慎二
	効果的な交流及び共同学習の在り方についての一考察 — 招く形態の授業実践を通して —	森英則，佐藤慎二
	適切な行動を増やし，問題となる行動を減少させる支援について — ABC分析の考え方を取り入れたリーフレットの作成・活用を通して —	鈴木あやか，佐藤慎二
自ら考える保育士を養成する試み	吉野泰男	
R2	ユニバーサルデザインに基づく教室環境と授業の改善の有用性に関する検討 — 通常の学級に在籍する全児童の集中力向上の実証的な分析を通して —	高橋大悟，佐藤慎二
	学生が「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を学ぶためのビオトープ活用の意義	植草一世，金子功一，横田耕明，植草泰憲，松原敬

—附属園のビオトープ作り—	子，栗原ひとみ，早川雅晴，安藤則夫
外国人の子どもの就学相談に関する研究の概観	相磯友子
本学における防災・減災教育の取り組み(その9) —災害・緊急時の専門力・人間力の育成— ～新型コロナ感染症の状況禍における避難所運営訓練の在り方～	布施千草，山口温子
エジプトにおける保育 —JICA 技術協力プロジェクトの取り組みから—	松原敬子
自由意志論における「選択の自由」を精査する(1) —＜起点性と自立性＞および＜源泉問題と予知問題＞—	壁谷彰慶

(7) 専任教員の研究室の整備

個々の教員の研究室は，A棟（短大棟）4階に10部屋，B棟（実習棟）3階に5部屋確保しており，すべて個室となっている。

(8) 専任教員の研究，研修等を行う時間の確保

「学校法人植草学園職員就業規程」においては，出講日は原則として週4日とされ，それ以外の週1～2日を時間割上研究日・研修日としてあてることができるよう配慮している。また，責任授業時間は，1週間6時限（6コマ）を原則としている。

(9) 専任教員の留学，海外派遣，国際会議出席等に関する規程の整備

専任教員の海外研修については，「学校法人植草学園職員就業規程」において規定を整備しているが，留学及び研究休暇（サバティカル）に関する規程はまだ制定されていない。

(10) FD活動に関する規程の整備と適切な実施

FD活動は，「植草学園短期大学ファカルティディベロップメント委員会規程」に定め，展開している。令和2年度のFD研修会は，第1回目に「ティーチング・ポートフォリオについて」，第2回目に「GPAを利用した成績評価の平準化」，第3回目に「健全にSNSを利用するための意識と知識」をテーマとした研修会をそれぞれ開催した。

(11) 学生の学習成果獲得向上のための専任教員の学内の関係部署との連携

実習等で授業数が確保できるよう，学年暦作成の際には，学務課と打ち合わせを行っている。実習については，実習支援室の職員が実習委員会に参加するなどして情報共有に努め，学生の実習がスムーズに行われるように連携を図っている。

進路指導においては，キャリア支援課との連携のもと外部講師を招き，マナー講座・アサーティブ講座・ストレスマネジメント講座・労働法社会保障関係法講座・ハラスメント講座・メディアリテラシー講座・模擬面接講座を行っている。加えて，各担任とキャリア支援課が連携し，学生の進路希望や就職活動状況について情報を共有している。情報は定

期的に更新し、個別の状況を把握している。さらに、担任と学生の個別面談の結果をキャリア支援課に報告し、学生とキャリア支援課職員の個別面談を設定するなど、頻繁に連絡を取り、個別にきめ細かく対応している。

また、公務員試験や教員採用試験の合格率向上を目指し、教職・公務員支援センターを設置した。各担任とセンター教職員が連携し、受験生の学習を多方面から支援している。なお本センターの運営委員には教職共同を進めるため、キャリア支援課長が委員として参加し、副委員長を務めている。さらに、遠隔授業においては、企画課が配信スタジオの整備や機材を設定し、操作等について、学術情報室および学務課が連携し、学生の円滑な受講および学習意欲の向上を図っている。

【区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。】

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

(1) 事務組織の責任体制の明確化

当学園の事務組織は、「学校法人植草学園組織規程」に分掌が定められており、責任体制は明確である。

(2) 事務職員の専門的職能

事務職員は、外部の専門的スキルを向上させる研修に頻繁に出席しているため、所属する部署において事務をつかさどる力は十分である。

(3) 事務職員の能力や適性が発揮できる環境

事務職員が業務を行うにあたり、各自に PC を配置し、公開型無線 LAN 設備、周辺機器を始め、備品等も十分に備え、業務し易い職場環境を整えている。

(4) 事務関係諸規程の整備

事務処理に係る諸規程は整備されている。

(5) 事務室、情報機器、備品等の整備

事務職員が業務を行うにあたり、各事務室には PCをはじめ情報機器等の備品は十分に備わっている。

(6) 防災対策、情報セキュリティ対策

「学校法人植草学園危機管理規程」、「学校法人植草学園防災規程」に基づき、防災対策や情報セキュリティ対策を講じている。

(7) SD 活動に関する規程の整備と実施

平成 27 年に「学校法人植草学園職員研修規程」を定め、体系的に研修を進めている。特に、経費補助を備えた自己啓発研修に毎年複数の事務職員からの応募がある。

SD 研修会として、令和 2 年度は、9 月に「コロナ禍におけるリモート勤務の現状と課題」について、職員が自身の課室のを中心に Zoom を使用して発表をした。12 月には SD と FD の合同で研修会を行い、IR 担当から提言のあった「退学者の動向と学生支援体制の改善」について、数名の職員が意見を述べた。また外部講師の講演を Zoom により視聴した。講演のタイトルは「健全な SNS を利用するための意識と知識」であった。

(8) 日常的な業務の見直しや事務処理の点検・評価

平成 25 年度から、課室毎に運営重点目標・目標達成のための努力事項を年度初めに策定し、年度末に取組状況と評価をまとめ、提出することで事務局の PDCA サイクル化に取り組んでいる。

また、事務職員の意識向上や創意工夫を業務改善に活かすため、平成 25 年度から「職員提案・業務改善表彰制度」を設け、優れた提案や業務改善に対して、学園の全教職員が参加する「新年度の集い」で紹介と共に表彰を行っている。

平成 28 年度の人事考課に基づく業務評価を導入し、平成 30 年度から、前年度の試行を踏まえ、目標申告による業務評価を取り入れ、人事異動、昇任・昇格等の処遇への反映に活用している。令和 2 年度は人事考課の結果を基に賞与の特別加算を行った。

(9) 学生の学習成果獲得向上のための事務職員の教員や学内の関係部署との連携

課室長会議を通して学生についての情報は全職員で共有され、学生の学習成果の獲得が向上するよう事務職はもとより教育職員とも連携を図っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。

(3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

(1) 教職員の就業に関する諸規程の整備

教職員に就業に係る規程は、「学校法人職員就業規程」、「学校法人植草学園定年規程」、「学校法人植草学園職員給与規程」、「学校法人植草学園職員休暇等取扱細則」、「学校法人植草学園育児休業規程」、「学校法人植草学園介護休暇等規程」等、整備しており、これらの規程は本学園のグループウェア「U.navi」上で常に閲覧できるようになっている。

(2) 教職員の就業に関する諸規程の教職員への周知

教職員に就業に係る規程は、改正されるたびに過半数代表者にその内容を説明し、労働基準監督署に届け出ている。

(3) 諸規程に基づいた教職員の就業の適正な管理

担当部署は、就業関係の規程に則って業務を行っており、教職員の就業管理は適正に行われているといえる。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

研究活動の成果は、教育活動へ反映されていくことから、教育活動と研究活動を両輪として、充実・発展させていくことが求められる。

各教員の研究活動の公開について、Webによる情報公開の促進と充実を図る必要がある。

科学研究費の申請数・獲得数の増加、学内外の共同研究及びその他の研究について、引き続き努力を重ねたい。

研究紀要については、今後とも計画的な刊行と内容の充実に努めたい。専任教員の投稿をさらに呼び掛けるとともに、実践研究に関する原稿を充実させるため、附属幼稚園、こども園、保育園の教職員への投稿の呼び掛けを行いたい。

各教員の研究時間については研究日を設けているが、教育活動や会議、また実習等の教育活動及び運営、公開講座、介護職員初任者研修、幼稚園免許状取得のための特例講座、教員免許状更新講習等々の運営に多くの時間が割かれ、各教員とも研究時間の確保に苦慮している。このため、授業科目の見直し、会議の設定や委員会組織の改廃等も含め、教員の研究時間を十分に確保できる体制整備が急務である。

専任教員の留学、研究休暇（サバティカル）、海外派遣、国際会議出席等の規程については、今後整備していく必要がある。

令和2年度には教員の活動評価を開始し、処遇に反映した。実施を通してその課題を明らかにし改善に努めていく。職員評価についても引き続き改善に努める。

今後もより一層各関係部署との連携を図り、学生の授業時間の確保、よりよい実習の実施とキャリア形成支援に努めていきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

校地，校舎に関する図面

教室等の配置図

M棟（図書館棟）図面

蔵書数等一覧

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地，校舎，施設設備，その他の物的資源を整備，活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室，演習室，実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には，添削等による指導，印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数，学術雑誌数，AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書，関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

(1) 短期大学設置基準の規定を充足した校地面積

校地の面積は，本学と併設している植草学園大学と共用で 69,890 m²を有し，短期大学設置基準の 2,800 m²及び大学設置基準の 7,200 m²を合わせた 10,000 m²に対して，基準を充足している。

(2) 適切な面積の運動場

運動場は，本学と植草学園大学の共用で 19,182 m²を有し，体育の授業及びサークル活動の利用に供している。また，大学との共用で夜間照明設備を備えたフットサル兼テニスコート 2面 1,800 m²及びスリーオンスリーコート 1面 418 m²を有している。

(3) 短期大学設置基準の規定を充足した校舎面積

校舎面積は、短期大学設置基準の 2,850 m²に対して、本学の専用面積 3,974.57 m²を有しており、短期大学設置基準を充足している。なお、植草学園大学と共用の面積 4,646.36 m²を合わせると 8,620.93 m²の校舎面積を有している。

(4) 障がいのある学生に対応した校舎

障がいのある学生への対応は、学園建学の精神と大学の目標である「インクルーシブ（共に生きる）社会の実現」を基本理念として、施設整備にも配慮している。建物入口のスロープ、自動ドア（一部未設置）、エレベーター、障害者用トイレの設置等基本的な対応は整備されている。また、障害者用駐車場の設置や車いすでの授業の受講や必要に応じて教室にベッドを配置しての授業の受講も可能であり、障害者への支援・配慮を行っている。

(5) 教育課程編成・実施の方針に基づいた授業のための講義室、演習室、実験・実習室

講義室、演習室、実験・実習室は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、以下のように設置しており、学習環境は整備されている。

講義室等の室数

区 分	室 数	備 考
講義室	9	講義室 7 室，中講義室 1 室，大講義室 1 室
演習室	2	
実験・実習室	27	
情報処理学習室	1	PC 室

(6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいた授業のための機器・備品整備

授業用の機器・備品の整備は、講義室、演習室及びセミナー室にテレビ、ビデオデッキ、DVD プレーヤー、プロジェクターを整備している。なお、実習室には、厚生労働省の指定規則等に定められた機器・備品を以下のとおり整備している。

講義室等への授業用の機器・備品の整備状況

教室名	機 器 ・ 備 品 名 (数)
第 1 講義室	テレビ (1)・ビデオデッキ (1)・ブルーレイプレーヤー (1)・プロジェクター (1)
第 2 講義室	テレビ (1)・ビデオデッキ (1)・DVD デッキ (1)・プロジェクター (1)
第 3 講義室	ビデオデッキ (1)・ブルーレイプレーヤー (1)・プロジェクター (1)
第 4 講義室	ビデオデッキ (1)・ブルーレイプレーヤー (1)・プロジェクター (1)
第 5 講義室	アップライトピアノ (1)・ビデオデッキ (1)・ブルーレイプレーヤー (1)・プロジェクター (1)
第 6 講義室	アップライトピアノ (1)・テレビ (1)・ビデオデッキ (1)・ブルーレイプレーヤー (1)・プロジェクター (1)
第 7 講義室	アップライトピアノ (1)・ビデオデッキ (1)・ブルーレイプレーヤー (1)・プロジェクター (1)

中講義室	プロジェクター (1)・ビデオビューアー (1)・OHP (1)・ビデオデッキ (1)・ブルーレイプレーヤー (1)
大講義室	プロジェクター (1)・ビデオビューアー (1)・OHP (1)・ビデオデッキ (1)・ブルーレイプレーヤー (1)
介護実習室	パラマウントベッド (8)・実習用モデル人形 (2)・人工呼吸訓練人形 (3)・人体解剖模型 (1)・足解剖模型 (1)・手解剖模型 (1)・人体骨格模型 (2)・吸引訓練モデル (5)・経管栄養訓練モデル (5)・アンプ (1)
入浴実習室	電動車イス (1)・車イス (14)・その他特殊車イス (8)・ストレッチャー (4)・機械浴槽 (1)・移動式浴槽 (1)・入浴ストレッチャー (1)
セミナー室 1	キーボード (4)・アップライトピアノ (1)・木琴 (1)・テレビデオ (1)
セミナー室 2	アップライトピアノ (1)・キーボード (9)・木琴 (1)・テレビデオ (1)
被服工芸室	イーゼル (65)・ミシン (26)・アイロン (10)・アイロン台 (足付 (9)) (足なし (9))・アップライトピアノ (1)
被服工芸準備室	ミシン (1)・アイロン (10)
ピアノ演習室 1	アップライトピアノ (1)・電子ピアノ (3)・木琴 (1)
ピアノ演習室 2	アップライトピアノ (1)・電子ピアノ (2)・キーボード (2)・木琴 (1)
ピアノ演習室 3	アップライトピアノ (1)・電子ピアノ (3)・木琴 (1)
音楽室	グランドピアノ (1)・キーボード (7)・プロジェクター (1)・ビデオデッキ (1)・DVD プレーヤー (1)・カセットデッキ (1)・MD&CD コンビネーションデッキ (1) 木琴 (3)・鉄琴 (2)
ピアノ練習室 (12 室)	アップライトピアノ (12)
調理実習室	調理台 (5)・電子レンジ (4)・炊飯器 (9)・冷凍冷蔵庫 (1)・洗濯機 (1)・乾燥機 (1)
調理実習準備室	冷凍冷蔵庫 (1)・調理台 (1)
会議室 3	テレビデオ (1)
事務局 (学務課)	ラジカセ (6)・CD ラジカセ (4)・DVD プレーヤー (2)・OHC (2)・ビデオカメラ (3)・ノート PC (24)
E スタジオ	アップライトピアノ (1)・ビデオ&DVD プレーヤー (1)・DVD プレーヤー (1)・プロジェクター (1)・ブルーレイプレーヤー (1)
M スタジオ	グランドピアノ (1)・キーボード (5)・アコースティックギター (6)・DVD プレーヤー (1)・プロジェクター (1)・CD+MD デッキ (1)・ビデオ&DVD プレーヤー (1)
M 棟さくらホール	グランドピアノ (1)・ビデオ&DVD プレーヤー (1)・プロジェクター (1)・ブルーレイプレーヤー (1)・ホワイトボード (1)
M 棟ピアノ練習室	グランドピアノ (1)・アップライトピアノ (10)

(7) 図書館

図書館は、植草学園大学との共用施設である。面積 1,077 m²、蔵書数約 59,000 点(令和 2 年 5 月現在 (視聴覚資料を含む)、学術雑誌は 623 種、座席数は合計 248 席である。開館時間は、平日午前 9 時から午後 9 時まで、土曜日は午前 9 時から午後 5 時までである。利用者数は、年間で延べ約 30,100 人 (1 日約 143 人) である。

貸出は 10 冊まで、原則 2 週間借りることができ、実習や卒業研究論文準備の際には延長している。年間約 7,100 冊が貸し出されている。

1 階は「ラーニングコモンズ」として、アクティブ・ラーニングが可能な設備があり、プレゼンテーションや模擬授業、学生たちのグループ学修の場としても利用されている。また、絵本・紙芝居のコーナーや障害者のための点字機器などコミュニケーション機器コーナーもある。

2階は1階の活動的な場と違い、静かな空間となっている。エリアが3つに分かれており、エリアAには主に人文科学・社会科学系図書、エリアBは自然科学系図書、エリアCにはその他の資料、DVD・大型本・楽譜・文庫・新書などがある。また、閲覧席やデスクトップPCも配置している。2階にも「ラーニングcommons」として2室あり、それぞれ10台のノートPCを設置、予約可能となっている。

図書館ホームページ (https://www.uekusa.ac.jp/school_life/library) より OPAC を活用し、図書・雑誌・映像資料・音響資料・児童書・楽譜などの検索や、お知らせや図書館の開館状況などのカレンダーを閲覧できる。

文献検索データベースについては、国立情報学研究所の「CiNii」や米国国立医学図書館の「PubMed」のほかに、医学中央雑誌刊行会の「医中誌 Web」、朝日新聞の「聞蔵ビジュアル」を契約し利用している。電子ジャーナルは、平成24年より外国雑誌を幅広く閲覧できる「ProQuest Central」を導入、平成30年度からは国内医学系雑誌のパッケージ「メディカルオンライン」を契約したことにより、さらに学生及び教職員の学修・教育・研究活動を支援する条件を整えている。

学生用PCとして館内全体で90台設置しており、ゼミや授業等で図書館施設を利用することも多い。ゼミ単位でも卒業研究論文執筆のための文献検索実習のガイダンスを、図書館員が行っている。新入生ガイダンスも含めると年間約30回実施している。卒業研究支援としてさらに、図書の購入リクエストには積極的に応え、必要な文献については他大学図書館等との相互貸借を通じて取り寄せている。参考図書の整備や、シラバス推薦図書の購入など図書館として必要な資料の選定も随時行っている。

(8) 体育館

体育館は、本学と植草学園大学の共用で940.21 m²を有し、体育の授業及びサークル活動の利用に供している。授業やサークル活動等の充実のため、平成29年1月～3月に、体育館の外装及び非構造部の耐震改修、更衣室の改修工事を行った。

(9) 特別支援教育研究センター

特別支援教育研究センターは、これまで力を入れてきた特別支援教育・障害分野への専門性の高い人材育成の発展をめざして、本学における教育の基盤である特別支援に係る研究・研修等を全学的に推進するとともに、その他特別支援に係る「啓発」「発信」「支援」など、幅広い機能を有する機関である。平成27年より、4月に「言語障害通級指導教室新担当者研修会」及び「発達障害通級指導教室新担当者研修会」を、平成29年より12月に「高等学校における特別支援教育—支援の連続性を目指して—」の3講座を開講してきたが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止のため開催を控えた。

また、センターの諸事業を紹介するとともに、特別支援教育に関する啓発を図ることを目的として、平成27年よりニュースレターを発行し、県内小・中・高校・特別支援学校・教育委員会や、市内幼稚園・保育園・子ども園に配布している。令和2年度は第8号を令和3年2月に発行した。

(10) 子育て支援・教育実践センター

地域に開かれた大学として、子育て支援・教育実践センターを置き、子育て家庭に対する安心して子育てできるためのサポートの機会と場を提供する事業を展開している。具体的には、小倉キャンパスに「こいっくおぐ」、弁天キャンパスに「こいっくべん」という親子でくつろげる場を多くの親子の方々に提供し、子どもが楽しく遊べるよう玩具と絵本を置いている。また教員・保育士が、保護者とも積極的に関わりながら、育児の悩み相談に応じている。平成30年4月より、施設利用料として一家族1回250円を徴収している。

学生も参加できるようにし、学生が子どもや保護者と交われるよう保育士が、指導している。学生からは、保護者と話をすることで、家庭での育児の様子を学び、保護者の心情を理解できたという感想が寄せられている。また時には、保育士と保護者の話し合いの場にそれとなく立ち会うことができ、保護者への働きかけを学ぶ機会ともなっている。このようなユニークな体験の場は、将来の保育者養成に欠くことができない機会と考えている。

なお、令和元年度に「こいっくおぐ」及び「こいっくべん」が、実習生として受け入れた学生数は、大学発達教育学部299人、短期大学児童障害福祉専攻79人である。令和2年度については、新型コロナウイルス感染防止のため学生の受け入れを中止とした。

(11) 植草共生の森

「植草共生の森」は、校地に隣接し、学園が所有する約2万㎡を超える広大な雑木林を「植草共生の森」と名付け（平成25年）、「里山の再生」をテーマに多くの学生が参加し、ビオトープ等の整備を進めている。運営は、「植草共生の森運営部会」を中心に、「植草共生の森維持管理アクションプラン」に基づき計画的に行っている。平成27年より毎年「ビオトープ祭」を開催している。令和2年度は12月に新型コロナウイルス感染症への対策を行ったうえで、規模を縮小してビオトープ祭を開催した。「植草共生の森」は、近隣自治会・高齢者の会・幼稚園・保育所・小学校・若葉区役所のウォーキングイベント等で、地域にも積極的に開放している。今後も引き続き、生物多様性を学ぶ環境教育の場として、憩いの場として、地域の人たちとの交流の場として活用を進めていく。

【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2の現状>

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等の整備

「学校法人植草学園固定資産管理規程」、「学校法人植草学園物品管理規程」をそれぞれ

定めている。

(2) 諸規程に従った施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理

固定資産等の管理は「学校法人植草学園固定資産管理規程」、物品等（消耗品、貯蔵品を含む）の管理は「学校法人植草学園物品管理規程」等の規程に基づき適切に維持管理が行われている。

(3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則の整備

火災・地震対策・防災対策に対しては、災害を予防し人命を保護することを目的とした「学校法人植草学園防災規程」「学校法人植草学園防災規程小倉キャンパス実施細則」が整備され、特に大地震への対応としては「学校法人植草学園大地震対応基本指針」が定められている。

(4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練

火災・防災施設設備に関する点検は法令に基づき実施され、避難訓練も毎年12月に全教職員、全学生とともに実施している。学生の訓練に対する意識を改善するため、学生防災ボランティアを募集するとともに、学友会へも参加要請を行い、訓練の計画段階から積極的な参加を得て、教職員及び学生が一体となった防災訓練として実施している。

(5) コンピュータシステムのセキュリティ対策

情報機器等のセキュリティ対策は、「学校法人植草学園情報管理ガイドライン」に基づき安全なセキュリティを確保するためウィルス対策、不正アクセス対策等を規定し情報機器の教育・職務利用について具体的に定めて実行している。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全への配慮

省エネルギーについては、大学と短大が連携したデマンド監視装置を導入して一定のエネルギー消費を可視化している。必要な時に職員等が教室、エレベーター等施設の使用確認や節電行為を行うとともに、随時教員・学生へ注意喚起を行い省エネルギーに即応する体制をとっている。

なお、平成26年度には省エネ対策として、A棟の空調機器を省エネ仕様に入れ替えるとともに、A棟内照明のLED化を図った。また、平成27年度には、健康管理室の拡充、外壁の補修及び屋上の防水工事を目的として、B棟の改修工事を行った。平成30年度には、小倉キャンパス内街灯のLED化によって、夜間における通路の安全の向上を推進した。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

火災・地震・防犯等への対策として、規程等を整備し、訓練等も実施しているが、想定される範囲内での訓練となっている。様々な状況下でも対応でき、より実際に近い訓練等を計画していく必要がある。また、訓練直後に実施している「安否確認メール」への学生の返信率を上げるための手立てを講じる必要がある。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特別支援教育研究センター，子育て支援・教育実践センターの運営については，事業内容の見直しなどにより運営費の縮小を図り，継続していけるよう努力する。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

＜根拠資料＞

学内 LAN 一覧

PC 室配置図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は，学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス，専門的な支援，施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持，整備し，適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し，活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう，学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて，学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は，新しい情報技術などを活用して，効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室，マルチメディア教室，CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

(1) 教育課程編成・実施の方針に基づく技術サービス，専門的な支援，施設設備

教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう，学内の ICT インフラの整備を行い，学生の学習支援のために必要な学内ネットワークシステムを構築している。平成 30 年度に，短期大学が主に授業等で使用する A 棟，B 棟，並びに公開講座や免許更新講習等で使用する M 棟に，公開型無線 LAN 環境を整備した。これにより，学生は学内においてどこでも公開型無線 LAN を使用できるようになった。

大学からの連絡事項（休講情報等）が，PC や携帯電話，スマートフォン等を利用して閲覧できるポータルシステムを運用している。学生の利便性の観点及び円滑な運営上の観点から学内ポータルシステムと教学系システムを統合させた。これにより学生は，学内外の

PC やスマートフォンからシラバスを閲覧しながら履修登録を行ったり、成績情報の閲覧や就職情報の検索をしたりすることもできる。

令和2年度、本学では G Suite for Education を採用し、主に Google Classroom と Meet を利用して遠隔授業を実施した。4月に学生に利用法を説明しログイン指導を進めるとともに、教員向けの遠隔授業用のマニュアルを作成した。5月11日より児童障害福祉専攻、地域介護福祉専攻共に全ての授業を遠隔で実施した。緊急事態宣言解除された7月1日からは実技及び演習科目の一部を対面で実施した。児童障害福祉専攻では、遠隔授業が61%、対面授業が39%であり、地域介護福祉専攻では、遠隔授業が47%、対面授業が53%であった。後期が開始した9月23日からは、児童障害福祉専攻は、遠隔授業が65%、対面授業が35%であり、地域福祉専攻は100%対面授業となった。11月以降は、児童障害福祉専攻で実習指導が開始され、遠隔授業と対面授業が半々となった。

年度途中には、学生用のタブレット60台、PC40台、学生用のマイク100台、教員用のゲーミングPC5台、遠隔授業用の4Kカメラ5台、カメラとPCをつなぐキャプチャーボード5台、遠隔授業のデータを保存するためのNAS3台を購入し、遠隔授業のための機材を整備した。

(2) 教育課程編成・実施の方針に基づく情報技術の向上に関するトレーニングの提供

学生には、毎年度当初、ガイダンスにおいて、学内情報システムについて説明している。学生はPC室のPC(64台)を、授業や履修登録等に利用している。また、L棟のトライアルコートにおいてはタブレット端末を30台整備しており、L棟の授業で活用している。また、専攻ごとにPC室で、PCを操作しながら学内ポータルシステムの利用方法と配布されたID・パスワード等の利用の仕方、諸注意、一斉送信メールの転送設定をしている。

授業で、ICTを活用した双方向型授業が行われはじめたことから、情報委員会において授業等でクラウドを使用する際の利用申請書を作成した。利用申請書には個人情報に関する留意点を記し、学術情報室及び情報委員会がクラウドを利用した授業を把握できるようにした。

毎年度FD研修会では、導入された情報機器及び設備(電子黒板、授業録画システム、タブレット端末の活用等)についての講師を招き、研修会を実施している。平成29年度は音声認識アプリ「UDトーク」を法人契約で導入し、研修会を実施し学習成果獲得のための技術的資源の整備をしている。平成30年度は、先に述べたポータルシステムと教学系システムを統合したシステムについて、教職員を対象として研修会を実施した。令和元年度は、障害のある学生への支援をテーマとして、改めてUDトークの使用法、導入事例について研修会を実施した。

(3) 技術的資源と設備の計画的な維持、整備

教職員のPCについては、学術情報室で、利用者名及び機種・導入ソフト等について把握し、管理している。また、事務局各課室から1名のPCサポーターを選出し、毎月1回程度のミーティングを開催し、情報を共有して、近年増加している様々なインシデントに素早く対応できる体制をとっている。教員については、各専攻から2名ずつ選出されている情報委員を中心に、研究室等での情報機器の利用状況を把握している。

(4) 技術的資源の分配の見直し

授業評価アンケート，学生満足度アンケート等，学習環境に関する学生の意見及び各教員から科目ごとに提出される自己点検評価票を参考に毎年見直しを図っている。

(5) 授業や学校運営に活用できる学内のコンピュータ整備

PC室の他，メディアセンター10台，図書館90台，Ku-Su Ku-Su（食堂）3台，教員用貸出PC10台等，十分な数のPCを有している。

なお，令和3年度より学生は入学時に1人1台のPCを購入し授業等で活用することとした。

(6) 学生の学習支援のために必要な学内LANの整備

平成27年度よりタブレット端末を導入しており，平成30年度にA棟，B棟（短大棟），M棟（図書館棟）でも公開型無線LANが整備された。定期的にパスワードを変更しセキュリティの保全に努めるとともに，学生に対しては遠隔授業のためにも無線LANの使用を周知している。

(7) 新しい情報技術などを活用した授業の実践

短期大学の授業でのタブレット端末の活用も進んでいる。L棟のトライアルコートにおいて，タブレットや電子黒板を使用した授業も実施されている。

令和2年度は，本格的に遠隔授業を開始しGoogle Classroomを活用した授業を実施した。Meetを利用して授業を行うとともにチャット等を利用して学生から質問を受け取り，双方向型授業を実施した。また，ブレイクアウト機能を利用して遠隔授業においてもグループワークを実施した授業もあった。さらに，授業動画を作成しYoutube等で限定公開したり，Google Classroom上で動画資料を視聴できるようにしたりした授業実践も行われた。

(8) コンピュータ教室の整備

現在，PC室には64台のPCが設置されている。遠隔授業で使用する際には，学生用のヘッドフォンを貸し出している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

PC室及び職員のPCについては，Windows10への計画的な切り替えを実施し，令和元年度には移行を終えた。

教員のICT活用能力についても，FD研修会などを通して研鑽を深めていく。遠隔授業の開始に際しては，教員用の遠隔授業用のマニュアルを作成するとともに，非常勤講師に対しても遠隔授業のための説明会を複数回実施し，遠隔授業が実施できるような体制を整えた。

令和3年度からの学生の1人1台のPC活用に対応し，学内の公開型無線LAN環境等のさらなる整備が求められる。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

学校法人植草学園中期計画（UGPlan2018-2023）

植草学園中期財務基本方針 2018

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

(1) 計算書類等に基づく財的資源の把握と分析

令和2年度の法人全体の資金収支においては、大学棟の無線LAN整備、学生駐車場整備、AVシステムの更新等行ったが、大型の設備更新等がなかったことにより収支差額は、422百万円のプラスとなっている。令和元年度は、大学でのリハビリテーション学科の設置に伴い校舎建設(375百万円)の支出を行なった。この様な特別要因の支出を除くと資金収支は概ね均衡している。一方、短期大学は地域介護福祉専攻の募集停止により収入が減少し、資金収支は大幅に支出超過の状態になっている。

法人全体資金収支 短期大学資金収支 単位：千円

年度	資金収入	資金支出	差額	資金収入	資金支出	差額
R2	2,896,731	2,474,438	422,293	304,960	348,099	-43,139
R1	2,654,350	2,887,957	-233,607	357,732	420,870	-63,138
H30	2,490,253	2,343,040	147,213	362,017	388,391	-26,374

短期大学の収支の悪化は、法人全体の財務状況に大きく影響を及ぼしている。事業活動収支において、短期大学の基本金組入前当年度差額の最近3年間はマイナス額が大きくなった。令和元年度は△81百万円、令和2年度では△78百万円となり法人全体の財政を圧迫する要因となっている。しかし、令和2年度は大学部門の収支の改善と高校部門、収益事業部門等の収支状況が引き続き良く運営も順調であったため、法人全体の基本金組入前当年度収支差額は前年度に引き続きプラスとなった。

法人全体事業活動収支の推移

単位：千円

年度	事業活動収入	事業活動支出	基本金組入前当年度収支差額	事業活動収支差額比	人件費比率	教育研究比率
R2	2,662,714	2,641,846	55,714	2.09%	64.3%	25.6%
R1	2,526,202	2,577,165	31,860	1.22%	65.5%	25.5%
H30	2,471,533	2,539,416	-47,970	-1.93%	67.5%	26.8%

短期大学事業活動収支の推移

単位：千円

年度	事業活動収入	事業活動支出	基本金組入前当年度収支差額	事業活動収支差額比	人件費比率	教育研究比率
R2	304,718	383,707	-78,747	-25.8%	81.4%	38.8%
R1	359,428	440,932	-81,503	-22.1%	84.2%	33.2%
H30	362,341	442,325	-79,985	-22.1%	81.9%	34.4%

現員学生数の推移

単位/人, %

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		現員数	充足率	現員数	充足率	現員数	充足率
地域介護福祉専攻	1 年生	25	62.5%	12	30.0%		
	2 年生	13	32.3%	25	62.5%	13	62.5%
	計	38	47.5%	37	46.6%	13	46.6%
児童障害福祉専攻	1 年生	101	101.0%	89	89.0%	81	81.0%
	2 年生	97	97.0%	101	101.0%	88	88.0%
	計	198	99.0%	190	95.0%	169	84.5%
合計		236	84.3%	227	81.1%	182	75.8%

教育研究経費比率は短期大学部門では、30%以上の支出がなされ、学生サービスへの資金配分は問題なく行われている。(法人全体では、教育研究経費比率は20%後半の状態である。) また、施設設備においても老朽化した施設の改修について優先的に予算確保するとともに、教育環境の整備には積極的に取り組んでいる。

令和2年度末の資産状況は、資産の部の合計が9,524百万円、負債の部合計が910百万円、正味財産8,614百万円であり正味財産(自己資金)比率90.4%となることから、財務基盤は比較的安定している。

施設設備の更新等で長期的に必要となる資金については、要積立額として5,537百万円となる。それに対する運用資産は2,219百万円余りで積立率は40.1%となっている。運用資産積立不足が増加する一方で要積立額の増加に対応しきれていない。全国の大学法人の積立率平均値(78.9%/歯科系法人を除く)と比較して、下回った状況にある。固定負債は主に退職給与引当金であり、目的通り引き当てられている。

本学園の監査は、監査法人による会計監査と監事による監査を通じて厳正に実施されている。令和2年度の監査法人による監査は年4回行われ、1回につき3日間、延べ12日間で412時間程度実施された。

会計監査は、帳票・会計伝票・証憑書類・稟議書等の確認及び会計処理の妥当性、予算執行状況の確認、規程との整合性等について行われている。また、決算期には、資産・負債の期末残高の確認と資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表の監査が行われている。さらに、監査法人は監査結果及び財務上の問題点やリスクについて、監事に報告するとともに、理事長に対しても定期的(監査最終日毎)に監事同席のもと報告を行っている。

貸借対照表(主要項目)の推移

単位:千円

年度	有形固定資産	運用資産	資産合計	退職引当金	前受け金	負債合計
R2	6,926,871	2,219,428	9,524,996	133,904	327,881	910,410
R1	7,088,034	2,065,623	9,435,111	130,226	327,591	876,240
H30	6,759,074	2,177,903	9,224,514	122,464	297,707	697,503

(2) 財的資源の適切な管理

毎年度の事業計画と予算編成は、植草学園中期計画 2018-2023 及び中期財務基本方針、予算編成方針に従い策定されている。予算に関しては9月に編成方針が示され、12月には、各部門から次年度予算要求がなされ1月に予算原案が法人財務課で作成される。理事長、学園事務局長による調整が行われ、各部門との折衝後に理事長により2月の常任理事会、そして3月の理事会で審議・承認を受けている。補正予算の編成は、原則として3月に行うが、必要が生じた場合には適宜行い決算との乖離が大きくなるように配慮している。

予算の執行管理は、各部門の予算執行状況を月毎に法人財務課でチェックし、財務状況(財務計算書)については理事長、学園事務局長へ報告をしている。

また、資金運用については、運用規程に基づき、安定性の高い定期性預金、金融債及び自治体の発行する債券などを主に運用が行われている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営(改善)計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費(人件費、施設設備費)のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

(1) 短期大学の将来像

植草学園短期大学は、学園の建学の精神、学園の教育方針に基づき個性・特色をより明確にしていくこと、そして、教育・研究の質が保証され、地域における生涯学習を支える短期高等教育機関として信頼される存在となることを目指している。

(2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析

本学の強みは、特別支援学校教諭二種免許の取得を可能にするなど、特別支援教育に力を入れていることである。新入生アンケートや学生満足度アンケートにおいても、「障害を学べる植草」というイメージは受験生に期待を持って受け止められ、卒業生もその教育の充実に満足を示している。このイメージをさらに発展させ、新しい学園の中期計画(UGPlan2018-2023)では、新たな学園イメージとして「インクルーシブを学び実践する学園」を打ち出した。

地域介護福祉専攻は、地域における高齢者や障害者の生活を支える介護福祉士の養成を目指している。求人システムのキャンパスプランポータルに加え、令和元年度からキャリアタス UC を導入したこともあり、本学における令和 2 年度の求人は 1986 件と依然として介護福祉士への需要は高く、大きな強みと言える。一方で、介護福祉士資格の国家試験化や介護に対する社会的な評価が改善されないことから入学者は減少し、それに伴い平成 20 年度に入学定員を 80 名から 40 名へと削減すると共に、平成 21 年度から離職者等再就職訓練の委託訓練生を受入れ、平成 29 年度からワーキングスタディーコースの導入等様々な改善策に取り組んだ。しかしながら根本的な学生増には至らず、地域介護福祉専攻の充足率は、平成 29 年度 55.0%、平成 30 年度 47.5%、令和元年度 46.6%と厳しい状況であり、令和 2 年度は 32.5%であった。尚、ワーキングスタディーコースも令和 2 年度末で廃止することとした。

児童障害福祉専攻の強みは、障害に関する専門性を身に付けた保育士・幼稚園教諭を養成することであり、障害児の受け入れの進む現場のニーズをしっかりと捉えていることである。障害を学べることを本学の魅力に入学する学生が多く、就職状況も 100%を維持している。ただし、保育士の処遇問題などの影響か、志願者の減少傾向にあったが、平成 30 年度は、社会人学生の増により、定員を確保した。しかし令和元年度入試は 89.0%、令和 2 年度は 81%と定員の確保には至らなかった。

(3) 経営実態、財政状況に基づく経営（改善）計画の策定

財政的には、地域介護福祉専攻のマイナス分を児童障害福祉専攻が補う状態となっていたが、それも難しい状況になった。平成 30 年度に学園将来構想等検討会議において検討を行い、地域介護福祉専攻の令和元年度募集停止を決定した。

学園の施設整備計画については、既に全ての耐震改修が修了していることから、老朽化施設の改修工事を行うこととしている。平成 28 年度には体育館改修工事を行った。昭和 47 年建築の附属高校本館棟については、改修ではなく建て替えを含めて検討している。

(4) 適切な定員管理と経費のバランス

支出面では、人件費比率の負担を軽減させるため人件費上昇を慎重に抑制する必要がある。学園では「中期人事基本方針」を定めており、それに基づいて学生生徒の充足状況に相応した人事体制、効率的な業務の遂行が求められる。事務職員については、平成 27 年度より人事考課を実施し、その考課に基づき処遇する制度を導入した。

さらに、教育研究の質向上を支えるため、経営資源を学生生徒納付金及び納付金以外の収入増加に注力し、人件費や諸経費支出の抑制を行い収支のバランスのとれた財務管理運営と盤石な財務基盤を目指し取り組んではいるが、改善には至っていない。

(5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有

学内に対する経営情報の公開は、ホームページを通じて行うと共に、毎年 4 月の「新年度の集い」において説明し学園の経営状況の理解に努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後、規模を縮小する短期大学を含め学園の文教分野での財務計画及び収益事業を取り込んだ総合的な財務取組み方針が必要であり、中期計画(UGPlan2018-2023)及び中期財務方針を策定した。計画の策定から3年目を迎えた本年度は前半の業務遂行を振り返り令和3年度からの取組みの見直しを行った。それぞれの計画には人員計画、財務計画、施設設備計画を加味したものとして見直し、経営の強化を図っている。

学園の経営する各学校の学生・生徒・園児の安定的な確保は重要な課題である。そのために教育環境をさらに整え、教育内容・方法を改革し、魅力ある学校づくりに邁進していく改革姿勢が欠かせない。

学園の財政面に関しては、限られた財源の中で最大限の成果が得られるよう、支出の抑制、事務の効率的な運営に努めるとともに、経営を支える人材育成にも力を入れていく必要がある。また、近年の少子化による受験者数の減少、同系統の学校との競争により、学生生徒の確保は難しくなっている。一方、人件費を始め諸経費は増額する傾向にあり、収支バランスを崩しかねない。このような厳しい経営環境の中、中期的な見通しを持って、健全な財務運営の維持と競争力の強化が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

前掲の基準Ⅲ-D-1の現状に記載したとおり地域介護福祉専攻を令和元年度募集停止、令和2年度廃止と決定した。短大は児童障害福祉専攻のみの運営で、学園全体の経営改善と財政の安定化に向けた取組みを進める。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

- ・前回の認証評価時に記載した基準Ⅲ教育資源と財的資源の行動計画
教育資源

研究活動に関しては、外部研究費補助金、特に科学研究費補助金の申請・採択に向けての取組を強化していく。また国際会議参加等の規程を整備する。

ICT活用のためのインフラ整備(Wi-Fi環境)を平成29年度より優先順序を定め計画的に進める(M棟→A棟→B棟の順)。合わせて、ICT機器の利用を促進するためのFD・SD活動を積極的に行い、学生の能動的な学習や学習成果の振り返りに生かせる体制を構築する。

財的資源

中期財務計画(平成30~35年度)策定のための経営強化会議を平成29年度中に6回開催し、財務状況の分析から人件費や経費抑制の方策、および納付金以外の収入を増やすこと等を協議する。また、学園の中期目標を策定するにあたって、現場を担当する教職員の声を可能な限り生かすため、理事長、学長が進行役となる「植草学園の将来を語る会」を平成29年度中に各5~6回開催する。

学生募集については、入試広報戦略委員会においてオープンキャンパスの持ち方、

ホームページや SNS 利用による広報戦略を打ち出す。

・上記行動計画の実行状況

教育資源

科学研究費補助金審査経験者による申請書の事前チェックを平成 30 年より実施している。国際会議参加の規程はまだ整備できていないが、サバティカル制度の整備とともに検討する。公開型無線 LAN (Wi-Fi) のインフラ整備は短大に関して平成 30 年に実施したが、令和 2 年度のコロナ禍での遠隔授業の実施、また令和 3 年度から予定している学生の一人 1 台の PC に対応した一層の整備を図っている。また、令和元年にアセスメント・ポリシーを策定し、令和 2 年度から学修成果の可視化を試みている。

財的資源

経営強化会議で財務状況の分析、対応を行い、中期財務方針(2018-2023)を策定した。また、教職員の声を聞きながら学園の中期計画(2018-2023)を平成 30 年に策定した。なお中期目標は令和 2 年度に見直しを行なっている。学生募集について、入試広報戦略会議でオープンキャンパスの持ち方やホームページ、SNS 利用の広報戦略を打ち出し、令和 2 年度には Web オープンキャンパスを実施した。また令和 2 年度末には次年度のためにオープンキャンパスのプレゼンテーションの見直しを行なった。

なお、認証(第三者)評価においては、教育資源と財的資源について特段の改善を求められてはいない。但し、事業活動収支の短期大学部門で、3 年間(平成 28 年度から平成 30 年度)支出超過の状態であった。そこで、前掲の通り地域介護福祉専攻の廃止を決定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

地域介護福祉専攻の廃止に伴い、福祉学科を「こども未来学科」へと学科名称の変更を行った。規模の縮小により学科運営は厳しくなるが財務状況の改善は期待できる。障害児保育の専門性を持つ保育士養成を特色とする短期大学として中期計画(2018-2023)に基づき更なる発展を目指したい。

安定的な財務基盤の確立に向け、平成 29 年には中期財務基本方針が示され、学園の中期計画(UGPlan2018-2023)に基づく教育研究の質の向上を図るために、学生生徒納付金・納付金以外の収入の増加、人件費や諸経費の抑制を図り、収支バランスのとれた財務運営・管理に努め、財務基盤の安定を目指す。また、経営上の困難性を有する分野や事業の見直しを行い、事業活動収支差額比率については、5%以上を目標とすることとした。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

寄附行為
理事長の履歴書
理事・監事・評議員名簿
理事会議事録
学校法人植草学園規程集
植草学園短期大学規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念，教育目的・目標を理解し，学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は，学校法人を代表し，その業務を総理している。
 - ③ 理事長は，毎会計年度終了後2月以内に，監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録，貸借対照表，収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し，その意見を求めている。
- (2) 理事長は，寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し，学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は，学校法人の業務を決し，理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は，理事長が招集し，議長を務めている。
 - ③ 理事会は，認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は，短期大学の発展のために，学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は，短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は，学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は，法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は，学校法人の建学の精神を理解し，その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は，私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

(1) 理事長の学校法人の運営全般へのリーダーシップ

本法人の理事長は，平成元年4月に学校法人植草学園法人本部次長に就任して以来，学園法人本部事務局長，短期大学事務局長（兼務），大学事務局長（兼務），学園評議員・

副理事長を経て、平成 25 年 4 月学校法人植草学園理事長に就任した。これまで一貫して学園の管理運営に携わるとともに、大学、短期大学の設置にも尽力し、法人の発展を支え、現在に至っている。また、理事長は、法人の建学の精神を発展継承することを職務とする学園長を兼務しており、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の運営に十分な経験と知見を有している。

（２）理事長の理事会の運営

理事長は寄附行為、諸規程等の定めに基づき、理事会を招集（通常年 6 回）、開催して法人の最高意思決定機関として適切に運営している。また、会計年度の終了後 2 ヶ月以内には監事の監査を受け、理事会の議決を経た財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書を評議員会に報告し、意見を聞いている。

また、理事長は寄附行為に基づき、理事会における議題の整理や理事会からの委任事項を審議・決定する機関として、常任理事会を月 1 回開催している。常任理事会には、学内理事である大学・短期大学の学長及び大学副学長、附属高等学校の校長、事務局長が構成員となっており、法人の運営方針の策定・管理運営上の諸問題への対応等広範囲にわたって協議が行われている。

現在、常任理事会のもとには、重要事項を調査、検討及び企画・立案する学園将来構想検討会議、学園経営強化会議、学園広報会議、学園職場改善委員会の専門部会が置かれ、理事長や常任理事会の諮問に答えている。

（３）法令及び寄附行為に基づく理事の構成

理事会を構成する理事数は、7 名で寄附行為に基づき選任され構成されている。その内訳は 1 号理事（学園長）、2 号理事（植草学園学長）、3 号理事（評議員会 3 名）、4 号理事（有識者・法人の功労者 2 名）となっている。4 号理事は学外理事であるが、法人の沿革や建学の精神、教育方針などをよく理解しており、教育事業を取り巻く環境等に深い見識を有している。また、理事長との懇談等が適宜行われ、法人が抱える問題や経営状況なども把握している。

評議員会の選任は、寄附行為に基づき法人の職員 9 人、卒業生 2 人、保護者 1 人、有識者 3 人が適切に行われている。開催は定例として年に 2 回、臨時で 1～2 回となっている。評議員会は理事会の諮問機関として位置づけられ、寄附行為及び寄附行為施行細則に規定する諮問事項について諮られる。評議員会では、有益な意見が活発に出されるように事前に議題や資料等の提示が行われている。なお、学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、学校法人植草学園寄附行為第 10 条に適用されている。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会及び常任理事会を中心とした学校法人の管理運営体制は確立され、その運営も適切である。専任されている理事・監事は、それぞれ学校の運営に対して優れた見識を有しており、学園の経営状況もよく理解している。今後、18 歳人口のさらなる減少が続く少子高齢時代の中、建学の精神をベースにおいた法人経営、各学校の教育目標を如何に達成していくのか、さらなる活発な議論が期待される。

また、職員については、困難な環境の中において組織や推進体制の強化確立を進めるため、マネジメントやIRを牽引できる人材育成が必要である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

学長の履歴書
教授会議事録（平成30～令和2年度）
委員会議事録（平成30～令和2年度）
学校法人植草学園管理職員選任規程
植草学園短期大学教授会規程
植草学園短期大学学則

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

（１）学長の短期大学の運営全般へのリーダーシップ

学長は「学校法人植草学園管理職員選任規程」に基づいて選任され、教学運営の責任者として平成 29 年より職務を務めている。平成 30 年からは植草学園大学の学長も兼任している。学長は千葉大学教育学部教員として 36 年間保育者養成に携わり、千葉大学教育研究評議委員会委員（平成 19-20 年）、千葉大学教育学部副学部長（平成 20-22 年）、千葉大学教育学部附属幼稚園長（平成 22-28 年）などを務めた。また文部科学省大学設置・学校法人審議会専門委員（平成 18-22 年）、学術振興会科学研究費委員会審査委員（平成 28-29 年）、千葉県生涯学習審議会・社会教育委員会委員長（平成 25-29 年）などを務めた。以上の経歴に見られるように、学長は短大の運営に十分な学識と経験を備えている。

学長は本学の教学運営の最高責任者として、建学の精神に基づく教育研究を推進するとともに、校務をつかさどり教職員を統督し、本学の向上・充実に向けて努力している。その意思決定にあたっては、教授会の意見を参酌して教学運営における最終的な判断を行っている。学長の学生に対する懲戒については学則に定めている。

令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、「危機管理対策本部」を設置し、学長は本部長として対応に当たった。その中で、入学式の中止、遠隔授業の実施、学生への遠隔授業準備金の支給等、学内コロナ感染対策の徹底など、様々な対応を指示した。

そのほか令和 2 年度においては、教職・公務員センターの開設、アセスメント・ポリシーの実施、教員評価制度の実施、ティーチング・ポートフォリオ作成指導などを指示、実現した。

（２）学長による教授会の開催と運営

学校教育法の改定に基づき、平成 26 年度末に「植草学園短期大学教授会規程」を改定し、27 年度より教授会は学長が招集し、学科長または専攻主任が議長となり、本学の教育研究上の審議機関として運営しており、本学の教育・研究の向上を目指すうえで学長の諮問機関としての役割を果たしている。学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項など教授会が意見を述べる事項を周知すると共に、これらについて教授会の意見を聴取し決定している。教授会には教授以外の教員も出席し、教員が学習成果及び学位授与、教育課程編成、入学者受け入れの 3 つのポリシーに対する認識を始め、様々な問題を共有する場となっている。教授会の議事録は整備されている。

教授会のもとに各種委員会が置かれ、学長および教授会からの諮問に答えている。委員会数は 31（本学のみ委員会 12、大学との合同委員会 19）で、全ての委員会が設置規程を有している。委員会のうち将来構想委員会および人事委員会については、学長が委員長となり審議をすすめている。教員数に比して委員会数は多く、教員の負担は大きい。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長を中心とする教授会の運営は適切である。委員会の負担解消が課題である。これについては見直しを行い整理統合や委員会回数の削減を図る。また教職共同を進める上で、事務職員を含めた委員会の構成を検討していくことが課題である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長は建学の指針に基づいて、教職員が一丸となり短期大学の教育研究の質向上に取り組むよう、中期目標の設定、教職再課程認定への対応、アセスメント・ポリシーの策定、教職・公務員支援センターの設立、障害のある学生支援ガイドラインの策定、教員評価制度の実施、こども未来学科への名称変更などを指導するとともに、新型コロナウイルス感染症に対する危機管理対策本部長として強いリーダーシップを発揮している。また学生の行事に積極的に参加し、学生とともに歩む姿勢を大切にしている。

引き続き、一体感のある取り組みを進めるとともに、大学との協調関係を強め、本学のみならず双方の充実・発展を目指し、リーダーシップを発揮していく。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

学校法人植草学園寄附行為

学校法人植草学園監事監査規程

学校法人植草学園常任理事会規程

学校法人植草学園内部監査規程

学校法人植草学園監事監査報告書

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

(1) 監事による監査

監事は理事会、評議員会への出席に加えて、毎月開催される常任理事会へもオブザーバーとして出席し、適宜、学園の業務及び理事の業務執行状況の監査を計画的に実施している。公認会計士による会計監査にも毎回立会い、会計士との意見交換を定期的に行い、学園の財務状況の把握に努めている。

監事監査については、学園事務局法人本部課と法人財務課が所管しており、監査人の指

示による資料の準備や監査業務の支援をしている。

(2) 監事の理事会及び評議員会における意見表明

毎年度監事監査を実施し、理事会及び評議員会で報告している。

(3) 監事の毎会計年度の監査報告書作成と理事会及び評議員会への提出

監事監査の報告は、「学校法人植草学園監事監査規程」及びその年度の「監事監査計画」に基づいて行われ、監事監査結果が報告書としてまとめられ、5月の理事会及び評議員会へ提出されている。

平成27年度より、理事長の直属の機関として、内部監査室が設置された。平成30年度からは、各課・室長から提出された「日常業務自己監査票」の集計結果を基に、「各課・室日常業務自己監査集計結果報告書」を作成し、業務の改善に役立てている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

(1) 評議員会の組織

評議員会の定数は15名（理事定数7名）で、その内訳は、職員からの選任9名、卒業生からの選任2名、保護者からの選任1名、学識経験者・功労者からの選任3名となっており、現在欠員はない。

定例の評議員会は、年2回（5月、3月）の開催で、臨時の評議員会は必要に応じて開催されている。

(2) 評議員会の運営

評議員会の運営は、寄付行為に則り適切に行われている。外部からの選任数が6名であることから、学園経営に対する有益で多様な意見が多く出されている。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

(1) 教育情報の公表

学校教育法施行規則に基づく教育情報の公表及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に規定する情報の公表については学園のホームページに公開している。

(2) 財務情報の公開

財務情報（事業計画及び事業報告、監事監査報告）についてはホームページ（学園事業報告書内）に公開し、各学校の事務室において計算書類の閲覧ができるようにしている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

毎年度の事業計画の作成にあたり、中期計画との関係や予算編成について、より綿密な議論が必要である。また、事業計画の策定に際し、中期計画を踏まえた事業の進捗状況の把握が欠かせない。

予算の執行について、執行後の予算残高が各部署に適時伝えられていない問題があり、予算管理の徹底が求められる。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実行状況

・前回の認証評価時に記載した基準IVリーダーシップとガバナンスの行動計画

三様監査体制を整えるため、三者の定期的な会議を平成 29 年度より年に 3 回程度開催する。また、自己点検評価と連携、連動した内部監査の実施と監事監査のさらなる充実を図る。

私学の経営環境が厳しくなる中で、理事会・評議員会の機能をさらに高めるため、理事長と学長の連携を強化するとともに、学園運営に有益な情報の収集を積極的に進める必要がある。そのために、理事長・学長会議の定例化（月 1 回）を図っているが、学園運営の質向上に大きく寄与できるものとする。財務基盤の強化に向けた検討会議を平成 29 年度中に実施し、中期財務計画（平成 30～35 年度）に反映する。

予算管理システムの整備を進め、予算の管理の実効性を徐々に高める。

・上記行動計画の実行状況

監事監査、監査法人による会計監査、内部監査室監査が連携する三様監査体制を整えるため、平成 29 年度より三者の定期的な会議を開催している。理事長・学長会議は毎月の定例化を行っており、平成 30 年度より 6 年間の中期目標を設定した。中間時点となった令和 2 年度には、中期目標の見直しを行い、今後 3 年間の目標を新たに明らかにした。財務基盤の強化については、中期財務計画（平成 30～35 年度）を平成 30 年に策定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

理事会・評議員会の機能を強化しその実質化を進めていくために、理事長には更なるリーダーシップを発揮できる環境整備のため、令和2年度には、常任理事会の下に、学園将来構想等検討会議に加え、学園経営強化会議，学園広報会議，学園職場環境充実委員会が整備され、理事長・学長を支える組織を設置した。

また、大学・短期大学の学長や学部長，高校の校長などとの連絡・連携を強化する方策を検討する。また，専門性を有した外部人材の活用や，経営に関して理事長のリーダーシップを支える人材の育成を推進する。

学園の運営上，重要となる中期目標と中期計画において，そのPDCAサイクルの実行を着実に進める体制を整備の一環として，中期計画の基に実施する年度毎の事業計画の進捗状況を適宜把握する体制を法人本部課が進めている。

監事による監査，監査法人による会計監査，そして内部監査室の監査が連携して監査を行う三様監査体制を整えていく。また，財務に関する問題点の把握と改善に向けての協議を定期的実施し，中期財務計画を策定し，経営の安定化を図っていく。

予算執行状況と残高を各部門がリアルタイムで把握できる会計システムの導入により，予算管理の効率化と厳格化を進める。